
平成30年 第7回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第4日)

平成30年12月19日(水曜日)

議事日程(第4号)

平成30年12月19日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第67号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第68号 南部町税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第69号 南部町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第70号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町農林体験実習館)
- 日程第7 議案第71号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場)
- 日程第8 議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町高齢者自立訓練センター)
- 日程第9 議案第73号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町介護予防拠点施設)
- 日程第10 議案第74号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町立ふるさと交流センター)
- 日程第11 議案第75号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町立おおくに田園スクエア)
- 日程第12 議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町民おおくに農山村広場)
- 日程第13 議案第77号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町民おおくにコミュニティ運動施設)
- 日程第14 議案第78号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町地域農産物加工施設えぶろん)
- 日程第15 議案第79号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町自然休養村管理センター緑水園)
- 日程第16 議案第80号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町林業者等休養福祉施設)

- 日程第17 議案第81号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町健康増進施設レークサイドアリーナ）
- 日程第18 議案第82号 公の施設の指定管理者の指定について（緑水湖教育文化施設）
- 日程第19 議案第83号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町バンガロー）
- 日程第20 議案第84号 平成30年度南部町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第21 議案第85号 平成30年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第86号 平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第87号 平成30年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第88号 平成30年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第89号 平成30年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第90号 鳥取県町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鳥取県町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第27 議案第91号 町道路線の認定について
- 日程第28 議案第92号 町道路線の変更について
- 日程第29 陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第30 陳情第4号 沖縄県による「辺野古沿岸埋め立て承認撤回」を尊重するよう日本政府に求める意見書提出についての陳情

（追加議案）

- 日程第31 発議案第17号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書
- 日程第32 発議案第18号 消費税の増税の中止を求める意見書
- 日程第33 発議案第19号 「安倍内閣の退陣を求める世界平和7人委員会のアピール」を支持する意見書
- 日程第34 発議案第20号 待機児童、保育士等の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書
- 日程第35 議員派遣
- 日程第36 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第67号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第68号 南部町税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第69号 南部町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第70号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町農林体験実習館）
- 日程第7 議案第71号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場）
- 日程第8 議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町高齢者自立訓練センター）
- 日程第9 議案第73号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町介護予防拠点施設）
- 日程第10 議案第74号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町立ふるさと交流センター）
- 日程第11 議案第75号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町立おおくに田園スクエア）
- 日程第12 議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町民おおくに農山村広場）
- 日程第13 議案第77号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町民おおくにコミュニティ運動施設）
- 日程第14 議案第78号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町地域農産物加工施設えぶろん）
- 日程第15 議案第79号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町自然休養村管理センター緑水園）
- 日程第16 議案第80号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町林業者等休養福祉施設）
- 日程第17 議案第81号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町健康増進施設レークサイドアリーナ）
- 日程第18 議案第82号 公の施設の指定管理者の指定について（緑水湖教育文化施設）
- 日程第19 議案第83号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町バンガロー）
- 日程第20 議案第84号 平成30年度南部町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第21 議案第85号 平成30年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第86号 平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

- 日程第23 議案第87号 平成30年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第88号 平成30年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第89号 平成30年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第90号 鳥取県町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鳥取県町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について
- 日程第27 議案第91号 町道路線の認定について
- 日程第28 議案第92号 町道路線の変更について
- 日程第29 陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第30 陳情第4号 沖縄県による「辺野古沿岸埋め立て承認撤回」を尊重するよう日本政府に求める意見書提出についての陳情

（追加議案）

- 日程第31 発議案第17号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書
- 日程第32 発議案第18号 消費税の増税の中止を求める意見書
- 日程第33 発議案第19号 「安倍内閣の退陣を求める世界平和7人委員会のアピール」を支持する意見書
- 日程第34 発議案第20号 待機児童、保育士等の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書
- 日程第35 議員派遣
- 日程第36 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

出席議員（14名）

1番 加藤 学君	2番 荊尾 芳之君
3番 滝山 克己君	4番 長束 博信君
5番 白川 立真君	6番 三鴨 義文君
7番 仲田 司朗君	8番 板井 隆君
9番 景山 浩君	10番 細田 元教君
11番 井田 章雄君	12番 亀尾 共三君
13番 真壁 容子君	14番 秦 伊知郎君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	唯	清 視君	書記	石 賀 俊 彰君
			書記	船 原 美 香君
			書記	杉 谷 元 宏君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶 山 清 孝君	副町長	松 田 繁君
教育長	永 江 多輝夫君	病院事業管理者	林 原 敏 夫君
総務課長	大 塚 壮君	総務課課長補佐	藤 原 宰君
企画監	中 田 達 彦君	企画政策課長	田 村 誠君
防災監	種 茂 美君	税務課長	伊 藤 真君
町民生活課長	岩 田 典 弘君	子育て支援課長	仲 田 磨理子君
教育次長	板 持 照 明君	総務・学校教育課長	安 達 嘉 也君
病院事務部長	中 前 三紀夫君	健康福祉課長	糸 田 由 起君
福祉事務所長	岡 田 光 政君	建設課長	田 子 勝 利君
産業課長	芝 田 卓 巳君	監査委員	仲 田 和 男君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

3 番、滝山克己君、4 番、長束博信君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 議案第67号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、議案第67号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員会の委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長でございます。議案第67号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正については、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第67号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第4 議案第68号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、議案第68号、南部町税条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第68号、南部町

税条例の一部改正については、審査の結果、全員一致をもって可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第68号、南部町税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第5 議案第69号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第5、議案第69号、南部町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、三嶋義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三嶋 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第69号、南部町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正については、審査の結果、全員一致をもって可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第69号、南部町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第6 議案第70号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第6、議案第70号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町農林体験実習館）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。審査報告の前に、今回提案されました公の施設の指定管理者の指定について、全部で14件の議案の提案の仕方につきまして、予算決算常任委員会としての意見を述べさせていただきます。

今回の提案は、指定管理者の選定過程の資料もなく、指定管理料も未確定という中で、議会として適切であるという判断が非常に難しい提案の仕方でありました。今後の提案につきましては、相手側と指定管理料も確定した後に債務負担行為をつけて提案するよう、また指定管理料の算定基礎や様式も統一して説明されますよう意見を付しておきます。

それでは、審査結果を報告いたします。議案第70号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町農林体験実習館）は、審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

賛否ありましたので、それぞれの意見を報告いたします。まず、反対者の意見です。こもれば工房には竹するめの加工施設があり、これを取り壊すという相手方からの意見があったとの説明であった。非常に設備も充実しており、町の特産品をつくっているわけで、これを壊してしまうというのはいかなものか。一般の方にも説明不足であるという点から反対。

一方、賛成の方の御意見です。町としては竹するめは継続することであり、施設ももったいないので、どこかでしてもらわなければならない。新たな指定管理者であり、未知数な部分もあるが、町長もこれに期待をすと言っており、賛成する。

採決の結果ですが、賛成者8名、反対者5名でありました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 委員長から議案の提出についての執行部に対しての御意見が出されました。今後、議案を提案される際につきましては、十分配慮していただきますように議長のほうから執行部に申し入れいたします。よろしく願いいたします。

本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第70号の南部町農林体験実習館の指定管理の指定について、反対をいたします。

まず、反対の一番の理由は、先ほど委員長が報告の中でも述べられましたが、指定管理の提案の仕方の問題です。これは課長に聞き取ることや、本会議でもお聞きしたんですけれども、執行部から出していただきました12月13日付で、これまでの議決経過資料として、指定管理の手続の条例で予算をつけて提案したもの、それから予算をつけないで提案してきたものを出されてきました。執行部がおっしゃるように、指定管理の手続等については町の条例読んでも、条例のときには何が要ると書いてあるところに予算と確かには書いていませんけれども、町のほうとしてもこれまで緑水園関係等については予算を計上してすることが多かったというふうに理解しています。

まずこの点で、後ほどで結構ですから執行部にお聞きしたいと思いましたが、この資料、3月議会とかで、予算のときに提案してきたらなってるわけですね。一緒に提案することになってるというんですけれども、この基本的な指定管理するときの考え方ということについて、予算を計上するというか、計上しなくてもいいと考えてるこの考え方について見解を聞いておくべきだったというふうに思っております。そのことがまず1点目です。

第2点目は、今回の農林体験実習館等については、緑水園全般について言えることなんですけれども、今回出されてきた中には自然休養村関係が多いわけですね。そのうち農林体験実習館についていえば、これまで町が100%出資をしてきた株式会社から違うところに出していくという提案になってきたわけです。これまでも、レストハウス等もほかのもの出しているというんですけど、基本的には株式会社立ち上げて、町の考え方が変更されてきたというふうに私たちは理解したわけです。とすれば、その変更した理由ないしは計画が要るだろうというのが次になるわけです。そのことが、変更してきたことが、これまで株式会社として町が100%出してるんですから、半ば一心同体やってきた緑水園側としっかりと話し合いをして、順調にいっているというふうに見ていたのですが、中の文書等を読ませていただいたらそうでもないということになってきました。とすれば、今回の緑水園周辺関係でいえば、緑水園と良好な関係を持って、住民の利益向上のために、ひいては地域の活性化のためにしていくという町の姿勢が問われてくるというふうに考えました。

この責任はどこにあるのかというと、第一義的には町にあるということではないでしょうか。少なくともこれまで緑水園がやっていた中で、これが切り離して考えていくというときには、それなりの経過と計画、それと当事者との十分な話し合い、これを話ししてきて初めてこのような提案があるべきではないのかという点では、町とすれば十分責任を感じるべきだというふうに思っております。

考え方といえば、そういうことばかり言っても、ほな、せんかったらどうするんかとなるんですけども、私も今回、予算等を見て思ったのですが、これをどういうふうに処理していくことがいいんだろうかというふうに思いました。今、見ているのは、スマイルキューブが提案してきた収支報告書というのありますよね、収支計画書というのあります。そこを見たら、これは全体でなっているんですけども、次のオートキャンプ場と一緒にですけど、618万7,000円かかっていたのが、286万でやりますよと言ってるんですね。そのほとんどは光熱水費で、人件費等は500万ぐらい自分が稼いでやりますというふうに言っています。

しかし、中身を見る限り今回問題になったのが、夜間に人がいないことを考えたら、当然3月議会では現行の選定委員会の言うことを聞いて、夜間の管理の問題を何とかしようと思えば、この人件費を払わなくてはいけなくなります。286万より多くなってくるのではないかというふうに思うわけなんです。それを考えた場合、住民の利益等、これまでの整合性つけてどうかというと、少なくとも譲歩をしてでも、この赤字経営をしているところについていえば、町がお金を出さなくてもやりますよというところに引き受けていくということがなければ、株式会社から切り離していくということにならないのではないかとこのように私たちは考えているわけです。

実際、住民の利益のためとか言うんですけど、指定管理のこと考えたら、少ない、効率を考えて出していくという点から考えても、全体的に見てもお金が上がってきているわけです。スマイルキューブに出して何とか運営してもらおうんだというんですけども、赤字経営には変わらないわけです。そういうことを考えた場合、この周辺の地域をどうするかということを考えずに、安易に切り離してどっかに行こうかということでは根本的な解決にならない。このことを指摘して反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） 2番、荊尾芳之です。議案第70号の公の施設の指定管理者の指定について（南部町農林体験実習館）について、賛成の立場で討論いたします。

指定管理者の指定は、公募によるものが原則です。幾つかの事業者から事業計画の提案を受け、

公の施設の設置の目的を効果的に達成するために、最適な指定管理者を決定するということが原理原則です。今回の株式会社スマイルキューブは、この公募によるものだということ、広く公平公正に行われたもの、この点がまず第1の賛成理由です。積極性がうかがえると考えます。

次に、私は、今議会初日のこの議案の提案の際に町長に質問しました。今回のまず指定管理者を決定し、3月に指定管理料の予算を審議するという2段階方式のやり方はおかしいのでは、違和感があると発言しました。私は、指定管理者を決定することと予算は一体化したものだと考えます。向こう3年間、指定管理の契約を締結するわけですので、委託料を予算化して債務負担行為をつけて提案するというのが本来のやり方だと思います。総務省自治行政局長の文書や地方自治法第222条に規定されております。委員長報告にもありました。今後は債務負担行為をつけての議案提案をしていただきたいと思います。

しかし、今回のこの指定管理の議案は、12月の時点で指定管理者を決めないと、3月議会では4月1日からの指定管理に間に合いません。準備期間が短くて支障が出ると思います。したがって、今回議決しておく必要があります。今までの指定管理者と交代するわけですが、この地域一帯に新たな風を送り込むということには意義があると思います。町では農泊事業の推進を行っております。農泊推進協議会も結成されています。南部町の地域の宝や観光事業を活性化していく農泊のためのプロモーションやマーケティングを進めるためにも、この南部町農林体験実習館はスマイルキューブに指定管理に出すことは大変期待感もあり、適切なことだと考えます。

以上の点から、この議案第70号に賛成するものです。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第70号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町農林体験実習館）であります。採決いたします。

賛成、反対御意見ございました。起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成者の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

委員長にお願いいたします。これから先の公の施設の指定管理につきまして、名前を入れていただきますようによろしくお願いいたします。

日程第7 議案第71号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第7、議案第71号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長でございます。議案第71号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場）でございますが、審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

賛否ありましたので、それぞれの意見を報告します。まず、反対者の御意見からです。指定管理全般に言えることだが、議案の出し方の問題、予定価格の問題を指摘する。また、指名指定から公募にするという町の政策の変換について、100%出資の株式会社に十分な説明なしに行うというやり方について疑問を指摘して反対する。

一方、賛成者の方の御意見ですが、説明は必要であるが、指定管理のあり方はそもそも公募が原則であるので、その点については正しい。また、議案の出し方については債務負担行為をあわせて上程していただきたいが、この時期に指定管理の相手方を議決しておかなければ、4月からの指定管理に間に合わなくなる。また、新たな指定管理者に手を挙げていただき、その意欲というものをしっかり議会も見ながら進めていきたい。以上の点から賛成するという御意見でありました。

採決の結果は、賛成9名、反対4名でございました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第71号のふれあい広場緑水湖オートキャンプ場の指定管理に反対いたします。

この内容については、事業者から出された計画では、指定管理料、オートキャンプ場については120万9,000円という金額が出ています。先ほどから言うように、町の政策の変更ではないかというのはどういうことかといいますと、今回オートキャンプ場に120万出すということは、相手がどうあれ赤字経営だということなんです。

これまで自然休養村事業は町が取り組んできて、多額の補助事業等でやってきました。そこを維持管理していくためには、直営の緑水園にしていたんですけども、株式会社になりました。100%出資です。町が100%出資してるということは、最終的に最後には町が責任を持つということですから、維持管理については町が何とか責任持ってやっていかなきゃならないという考え方を示してるんだらうと。

今度は指定管理になったんですけども、私たちは株式会社つくることとか、緑水園周辺の自然休養村事業でオートキャンプ場等つくることについては、この投資の仕方間違ってるのではないかということをするときに言わせていただいたんですけども、できた以上雇用もある、地域のこともあるし、株式会社していくということについて大方の理解を得てやってきたと思っているんですね。

今回、ほかの議員もそうだと思うんですけども、赤字のところは自分たちのつくった会社だからやってきたんです。今度、赤字の会社、よそに任せてみようとするときに、その利益が出た場合どうするのかということありますよね。赤字の場所をほかの事業者がもうけるために、町がお金を出していったいいのかどうか、こういうふうな問題が出てきたわけなんですよ。そのとき、そうであれば、私は町の説明が要るということを言っているんですよ。今後、赤字になり続けてもほかの手を切って、株式会社をどうするのかってありますよね。株式会社を、離れた民間のところにお金を持っていき続けるのかという問題があると思いませんか。もしそうであればここに、スマイルキューブがここを受けるに当たってどれだけ町財政と地域にメリットがあるかということを示してくれないと納得いかないというのが、私たちが審査した結果の疑問なんです。

強いて言えば、ここで言うんですけども、オートキャンプ場とこもれば工房については、この事業者から辛辣な指摘があるわけですよ。いわゆる備品管理ができていない、恐らく何もせんほうがいいんじゃないかというようなことまで書かれてね。それと、ずっと読んでいたら、経験したことのない者がやって何ができるかって言い方してるわけですよ。だとすれば、そこを、無条件に選定委員会から出たからといって、それを諮問として出してきてここにやりますという前に、町はそのことに対する見解が要るというふうに思いませんか。それなしに、今までこうだったからやらせてくれということをやっても、私は町の責任が果たせないんだと。

一番の姿勢は、町がまず自然休養村全体を含めた事業をどうするのかということに当たって今回公募したという説明が要る。2番目には、こういう事業者から指摘されているずさんなやり方ということについて、株式会社やっていってるということについて、事実そうであったのかどうかと、町がどう考えてるのかということの説明が住民に要る。その上で初めて公募にしたいとい

うことが出てくるというのが筋ではないかということを指摘して反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5番、白川立真君。

○議員（5番 白川 立真君） 議案第71号、オートキャンプ場にかかわる案件でございます。

私は、可決すべきという立場で討論してまいります。真壁さんとはちょっと違う視点に立って賛成討論していきたいと思っております。

さきの9月議会の決算審査の中で、毎年1,100人から1,400人ぐらいの利用者があることがわかりました。結論から言いますと、これは少な過ぎると思っております。今後の方向性というところがあって、そこには「利用促進を図るためPR活動を重点的に行う。」とあります。指定管理者に求められているものは、施設を効率的に運営するため、その施設の持っているポテンシャル、いわゆる潜在能力を最大限に引き出すことが求められております。PR活動を通していかに努力するのが、この議案第71号、オートキャンプ場の重要ポイントになります。

11月2日に行われました審査会において、公募の中で手を挙げられたスマイルキューブの提案では、PR活動を推進するためにネット環境を整備したい、特にスマートフォン利用者に対応できるようにしたい、地元利用者には優遇措置を行いたい。そして、事業計画の中では、小学生を対象にした料理教室を行ってみたい、バーベキュー婚活を行ってみたい、本場アメリカのキャンプを招いてアウトドア交流を行ってみたい、わくわくするような事業計画が出ております。

このスマイルキューブは、観光協会や緑水園とも連携していきながら、利用者の目線で運営をしていきたいとおっしゃっておられます。私の考えていた指定管理の原点は、まさにここにあります。この原点を見失えば、帆を失ったヨット、糸の切れたたこのように迷走していきます。今の緑水園はまさにこの状態であります。帆を失っただけでなく、羅針盤さえ失って、私はこのスマイルキューブに期待をしたいと思っております。欲を言えば、地元の野菜、地元の炭などを提供できたらと思っております。よって、この議案は可決すべきと考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第71号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場）を採決いたします。

賛成、反対御意見ございました。起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第 8 議案第 7 2 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 8、議案第 7 2 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町高齢者自立訓練センター）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長でございます。議案第 7 2 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町高齢者自立訓練センター）ですが、審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

賛否ありましたので、それぞれの御意見を報告いたします。まず、反対の方の意見ですが、伯耆の国は、本来の福祉事業で力を発揮してもらいたい。建物については町が責任を持って管理していくべき。今のやり方は最低限のお金だけ出し、使っていいから管理をお願いするという便宜上管理を任せている形に見える。指定管理をやめて直営にしていくべき。

賛成の方の御意見は、以前から伯耆の国が指名指定を受け、福祉事業を実施しています。地域貢献事業としてやっていますので、今までどおり指名指定によりきちっとした管理をしていただきたいというのが賛成の御意見でした。

採決の結果は、賛成 10 名、反対 3 名でありました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第 7 2 号の高齢者自立訓練センターの公の施設の指定について、反対をいたします。

今回の出されてきた収支計画書では、前回に比べて、前回は 60 万円だったのが、73 万 4、160 円ふえています。上がった一つの理由として、除雪費用を見ていただきたいというように書いてありました。

反対理由は、先ほど委員長が言ったとおりで、この際、直営に戻して、福祉法人については福

祉事業を行っていただくということを分けたほうが良いという意見です。といたしますのは、この使い方です。自立訓練センターは比較的法勝寺の真ん中であって、使いやすい場所にあるわけです。周辺には民間のクリニックもあるわけです。集落のいろんな取り組みなんかも、いわゆるいきいきサロンとかあるわけですね。そういうところでも自立訓練センターを自由に使っていくようにするためには、直営にしたほうが良いという意見です。

見てみたら、人件費等ついていなくて、人件費はどうしてるのって聞かれたら、しあわせの予算で組んでいるよというふうに言うわけですね。言ってみれば、福祉法人が貢献しているわけですね、建物管理に。こういうことをやってるということは、ほかにも恐らく出てきてるんだろうというふうに見ざるを得ないわけです。そのことが、いわゆる指定管理することによって効率がよくなるというのはこういうことなのだろうかというふうに考えたんですけども、とすれば、伯耆の国はこの場所を使って利用料等を取っているのかということになってくるわけですね。そうではないことを考えたら、きちっと町が直営に戻して、どなたも使えるようにしていったほうが良いという意見です。

中身は、もう一つ読んでて思いましたのは、何人ぐらい使っているのと聞かれて、年間登録は十六、七人だと、年間合計出していないと、こういうことも言っています。指定管理についていえば、少なくとも条例にも定めているように、年間の利用状況どれぐらいかというのやるんですけども、これを見る限り、選定委員会も結構いいかげんなのかなと思ってしまったという内容です。それに対して町は選定委員会ありきで、諮問されたことにコメントもつけずに出してきているというのが現状です。こういうやり方は改めていただきたい。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） 2番、荊尾です。議案第72号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町高齢者自立訓練センター）ですが、賛成の立場で討論いたします。

私は、伯耆の国が現在も指定管理を受けているこの自立訓練センターを、引き続き指定管理を受けるのは最適な団体だと考えます。伯耆の国は、専門の技術や知識を持つ職員を十分に備えていて、この施設で介護予防教室や法勝寺地区のよらいやあなどのふれあいの場所として利用し、また、まちの保健室等にも活用をしています。伯耆の国は、この施設の光熱水費や修繕費の支払いなどの維持管理をしているだけではありません。隣接するしあわせの中にある西伯事業所が介護保険事業のデイサービスセンターを運営していますが、この自立訓練センターとあわせて一体管理をしています。地域住民にとっても、十分に有効利用をされていると考えます。南部町高齢

者自立訓練センターの指定管理を社会福祉法人伯耆の国に指定することは、適切な指定管理者だと考え、賛成するものです。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第72号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町高齢者自立訓練センター）を採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第9 議案第73号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第9、議案第73号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町介護予防拠点施設）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、三嶋義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三嶋 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第73号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町介護予防拠点施設）でございますが、審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

賛否ありましたので、それぞれの意見を報告いたします。まず、反対者の御意見です。指定管理料の多くは光熱水費であり、若干の事務費が人件費に当たるものですが、これは施設管理の人件費削減である。振興協議会の指定管理に係る維持管理に関する人件費については、単価がまちまちであり、法に抵触するやり方であると思う。振興協議会へは本来の活動費用を出すべきであり、建物については町が一括管理するほうが効率的である。

次に、賛成者の意見です。人件費の問題については是正するとともに、基準やマニュアルが整備されることを期待します。この指定管理については、手間山地域振興協議会の拠点として一番使いやすくなっているのです、賛成しますという御意見でした。

採決の結果は、賛成10名、反対3名でありました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第73号の南部町介護予防拠点施設の指定管理について、反対をいたします。

今回の介護予防拠点施設の指定管理候補者として上がってきた、振興協議会が出された申請書の中の収支予定書では、前回までが67万4,000円だった指定管理料を89万5,000円としたいという内容でした。恐らくこのまま出してこられたということは、この金額で3月議会に出てくるのだろうということが推測されます。

中身を見ましたら、これは89万5,000円のみで、施設使用料がゼロになっています。どういうところでふえてきたのかということが、委員会の中でもちょっとよくあれだったんですけどもわからなくて、事務費の36万6,000円の話に及んだときに、単価として幾ら計算してるのかといたら、最低賃金をしていると。いわゆる管理費の費用ですね、これは。この管理費の費用が、どなたを対応させていくかも全て地域振興協議会の判断になっているという指定管理をとっているということです。

一つ一つ見たらわからないか知りませんが、今回少なくとも出てきた天津・大国、この手間山の指定管理の拠点施設を地域振興協議会に指定管理しているんですけども、人件費の単価がまちまちなんですよ。これは町が払っているんだけど、指定管理をしている団体が決めることだから、町は関係ないと言えるのでしょうか。建物が町の施設である限り、その指定管理に及ぶ費用というのはなべて町が責任持たないといけないのではないかと。こういうことを考えたときに、どうしても考えてしまったのは、いわゆる町が持っている公の施設を指定管理という名のもとに地域振興協議会に任せることによって、経費節減とその経費を安くすることに使っているとしか考えることができませんでした。

もう一つ、今回特に思いましたのは、これが、健康福祉課が提案するわけですよ。健康福祉課は、施設管理といっても、これは介護予防拠点施設になっているからこういうふうにすると思うんですけども、本来のやり方とすれば、見ていく限りは、委員長が反対討論の中で説明してくれていますように、やはり一括管理していくことのほうが町としても何かと効率的になるのではないかと。という点です。

それと、施設の費用が、幾ら町の施設といっても、振興協議会によって事務費が、町の臨時賃金か最低賃金かは知ったことではないというのは、これは町として責任のある立場ではないので、即刻是正すべきこと。ひいていえば、地域振興協議会には運営費のみを出して、こういう施設管理については町直営で行うべきだということを指摘して反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

4番、長束博信君。

○議員（4番 長束 博信君） 4番、長束です。議案第73号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町介護予防拠点施設）、これ交流会館ですが、賛成の立場で討論させていただきます。

この介護予防施設、交流会館は、手間山振興協議会が地域活動を「手間ひまかけて育もう」との合い言葉で、地域住民、地域社会に対してできること、あるいはやらなければならないことに心がけ、取り組んでおられます。手間地区における高齢者、いわゆる高齢化率は、他の集落と同様に増加してきていますが、今後さらにふえていくことが予想されております。どんどん状況が変化していく環境の中、福祉の拠点として手間山振興協議会は、地域住民の健康保持や福祉の増進が図れるよう、まちの保健室を初め、はつらつ体操、補聴器相談など、さまざまな活動に積極的に施設の管理運営、推進に頑張っておられ、施設の利用者数も増加してきています。

先ほど委員長報告にありましたように、人件費の基準やマニュアル整備などは正点がありますが、指定管理者指定については先ほど述べさせていただいていますように、地域の取り組み姿勢もすばらしく、手間山振興協議会が拠点として活用しやすいことの判断から、適切であると考えます。よって、私は賛成いたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第73号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町介護予防拠点施設）を採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第10 議案第74号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第10、議案第74号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町立ふるさと交流センター）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第74号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町立ふるさと交流センター）でございますが、審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

賛否ありましたので、それぞれの御意見を報告します。まず、反対者の意見です。議案第73号と同じ理由である。施設の管理は町が行うべきである。ふるさと交流センターについては、免除団体が使用した際の経費を求める旨の要望に対して指定管理料に含まれている旨の回答をしており、これは誠実ではない。建物は直営、免除団体の経費を手当てする仕組みをつくるべきである。

次に、賛成者の意見です。反対意見も多分にありますが、免除団体等の件も含め、指定管理制度について総務課に申し入れた点について、当初予算では精査をしていただきたい。地元の地域振興協議会が使いやすいようにしているので、賛成しますという御意見でした。

採決の結果は、賛成10、反対3名でありました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第74号、ふるさと交流センターの指定管理に反対いたします。反対理由とすれば、先ほど委員長が述べられたとおりです。

今回、ふるさと交流センターについては、これまでが416万5,000円だったのが441万4,000円、30万近くふえています。このふえたところがどこに当たるのかというところがなかなか委員会の中でもはっきりしてこなかったわけですが、収入とすれば指定管理料441万4,000円で、施設利用料が38万で、指定管理の約1割も施設利用料では入ってきていないわけです。その中で出てきたのが、いわゆる減免団体をどうするかという話で、減免団体がふえればふえるほど収入が低くなりますよと。仮にこの予算を見る限り、減免団体にお金を出して

も施設利用料が若干ふえるので、管理委託料にはどれほど影響してくるかということもあるんですが、町とすればこの管理委託料の中にそれも見ているという内容でしたが、聞き取りをしている限りでは、地域振興協議会のほうが必ずしも納得はしていない。こういうことに、以前から指摘されているのにどうして答えないのか。依然として町は、管理委託料の中に含まれているというのであれば、それ相当分が幾らかということを経会にも振興協議会にもわかるように説明すべきではないか。不信感を招くようなことはやめるべきという点ですね。

それと、特にこのふるさと交流センターの特徴は、管理委託料の半分以上がいわゆる人件費になってるわけですよ。委託料になっていますが、夜間管理というのはシルバー人材センターに委託していると言っています。それが130万6,000円。あと、業務手当として125万8,000円、業務手当といいますから、これはいわゆる報酬ではないですが、手当として出す分ですよね。それが、芝の管理がふえてきたのですよということになれば、これ相応の単価が必要になってくるだろうというふうに思います。このふるさと交流センターについて単価幾らかと聞いて聞けば、町の単価でやっているとおっしゃったんですか。ああ、そうではなかったのか。756円とおっしゃいましたよね。夜間管理についていえば、シルバー人材センターでその金額もちょっと定かではないんですけども、こういうふうにまちまちに違ってきているわけです。

先ほど賛成討論の方でも言ったように、議会全体としては、各振興協議会において人件費等、こういう手当についてばらばらなのはよくないというのが総意だろうというふうに私は理解しています。少なくとも指定管理を賛成多数で決めるので、今回も決まる予定になっていますが、3月に予算計上するときに、一定の人件費等に対する、振興協議会に対する考え方を町としては説明すべきだという点を指摘して反対討論とします。

先ほどの賛成討論の中にもありましたが、今回は指定管理に関して言うておまして、このことを私たちは直営にすることのほうが、振興協議会としても本来の活動がしやすいというふうに考えています。指定管理のほうがしやすいというのであれば、どういう点がしやすかったと言っているのかというのをちょっと述べていただきたいなと思うんです。

それで、町とすれば、手当を出しているというのは、金額等も決めるということは、採用するのも振興協議会が決めていってるわけです。しかし、その金額は全額町から出ていることを考えれば、少なくとも手当等については一律に見解示すること、その採用方法についてもきちっと決めておくことが住民に対する責任だということを指摘して反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

7番、仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） 7番、仲田でございます。議案第74号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町立ふるさと交流センター）の指定管理についてでございますが、先ほど反対者の意見もございましたけれども、まずこのふるさと交流センターというのは旧町時代から天津公民館、そしてそれが移転して現在のふるさと交流センターのほうに移転し、そして町村合併後に振興協議会制度ができて、天津地域振興協議会として運営されているというのが、皆さん御承知のとおりだと思っております。そのような状況の中で、昔から公民館で活動していた団体がございますので、それが現在の免除団体というような格好で引き継いでいるというのが、状況があらうと思います。

先ほども反対討論の中で、その免除団体の収益はどうするのかということがございますけれども、今回はまず指定管理をするかしないかという問いでございますので、金額のことにつきましては3月の予算で十分論議されると思いますけれども、基本的にはそういう流れの中で行ってるものであると思っております。指定管理者制度の中で「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」ということで、地方自治法第244条第1項に定義されているものでございます。天津地域振興協議会で行っている今のふるさと交流センターの内容というのは、まさにこれに適しているものだと私は思っております。

夜間の人件費が多いかというのが、ここはアリーナ、つまり体育館がございます。体育館が10時まで利用可能ということで、どうしても無人では、どういう管理ができるかということがございますので、1人配置をしているという状況でございます。そのために人件費がかさむというような状況にもなっておるわけでございます。

ですから、確かに他の施設と違うのは、そういう夜間に体育施設の管理、そして公民館機能も充実するために夜間の利用のための取り組みもしておるということで、これは天津地域振興協議会は他の地域振興協議会よりも多くの活動をし、社会体育の場でもございますし、そしてそういう公民館活動の延長線上で行っておるいろんな地域活動が拠点となっておる施設でございますので、私はこの天津地域振興協議会が行っておりますふるさと交流センターの指定管理というのは、妥当なものと思ひ、賛成の立場として討論をする次第でございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第74号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町立ふるさと交流センター）を採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 7 5 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 1、議案第 7 5 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町立おおくに田園スクエア）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第 7 5 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町立おおくに田園スクエア）でございますが、審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

賛否ありましたので、それぞれの御意見を報告します。まず、反対者の御意見です。議案第 7 4 号と同様、建物や施設については町が一括して直営管理、振興協議会には活動費を出し、使用してもらえばよい。

賛成者の御意見です。議案第 7 4 号と同様の理由です。地元の地域振興協議会が使いやすいようにしているので、賛成しますということございました。

採決の結果は、賛成 1 0 名、反対 3 名でありました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1 3 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第 7 5 号のおおくに田園スクエアの指定管理について、反対します。

この議案は、7 5、7 6、7 7、おおくに田園スクエア、おおくに農山村広場、おおくにコミュニティ運動施設と、資料では指定管理料一括して 3 4 0 万と出てきているわけです。できたら、議案を別に審査しろということであれば、別々にどれだけの金額が要するのかということもやっぱり出してきていただきたいというのが 1 つ目の意見ですね。

それと、この全額、今回340万になっていますが、前回321万3,000円が若干ふえている。これはどの指定管理も若干ふえてきているわけです。本来であればどこがふえているかということの説明が要するというふうに思っています。これもこの場所では、ここでは利用料収入が比較的多く、154万1,000円入ってきています。選定委員会の中でも利用料等がよく収益として上がってきているということを言っているわけですが、ちょっと疑問に思いましたのは、前期の繰り越し29万4,000円とあるわけですね。これがやっぱり地域振興協議会と一緒にしてるからかなと思うんですけども、指定管理を管理して金額が出てくるというのは、例えば指定管理料が29万4,000円上がってくるというのは指定管理ですよ。そこでもうけるものではないはずですので、もしそうであれば指定管理料云々かんぬんで、この前期の繰り越しについてもちょっと考慮しなくてはいけないのではないかというふうに考えています。この場所も187万6,000円のシルバー委託があるわけですよ。どういうことに対してかわかりませんが、人件費25万円出ている。本来町の施設で管理しているものを、誰かに任せてシルバー人材センターに行きますよであれば、町が直営管理してシルバー人材センター等に委託するほうがはるかに事務手続もスムーズに行くのではないかと思うわけですよ。二重手間、三重手間になっているというのが、この収支予算書を見て思ったことです。

賛成されている議員の討論は、委員会ではこの管理の仕方、指定管理のあり方を協議したのであって、振興協議会の活動がどうのこうのではないんですよ。私も一言もそういうこと言っていないのに、賛成討論の中で振興協議会が使いやすいからいいのだろうというのは、委員会で審査した内容とちょっと違うのではないかと私は思っているんです。この管理がどうであったのかということをやっぱり賛成する側は言うべきですよ。そういう意味でいえば、この管理の仕方ですね、本来、管理委託をシルバー人材にすることや、人件費を曖昧にしたままやっていくことが的確なのかどうかというところが、指定管理の中で一番問われてきたことではなかったかと思うんですよ。そういうことをはっきり言っていかなくは、執行部としても賛成やからええやないかということずっと続いてきたということがあるんじゃないでしょうか。

前に座ってる方々は少数意見と言うかもしれませんが、私どものところには住民から人件費の使い方についての電話がかかってくる、振興協議会の。これは振興協議会の責任というよりは、町のお金の出し方の問題が大きいというふうに思っているわけです。そういうことを考えれば、住民との信頼、振興協議会の信頼のためにも、やっぱり施設管理については町が一括管理をして、運営費等を振興協議会に出していくという言い方が一番わかりやすいし、経費節減にもつながっていくのだということを再度検討していただきたいということを指摘して、反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9 番、景山浩君。

○議員（9 番 景山 浩君） 9 番、景山でございます。私は、この議案に賛成の立場から討論させていただきます。

今回、14 件の案件が提案をされておりますが、この田園スクエアを初めとした施設のように、くくった状態、近隣附属施設的なものをくくると7 区分になります。この中で、審査委員会の中で評価をされた点数というのが、この田園スクエア、農山村広場、コミュニティ運動施設、一番高く、この審査結果の記述でも非常に高い評価が書かれています。

例えば施設としての稼働率が非常に高い点。私たちもたまにグラウンドを借りたりしますが、なかなかとりづらい。屋内運動施設にしても、スポ少とかテニスとかいろんな団体が常に使っていらっしやいます。

それと、環境整備について、地域振興協議会全体で輪番制をとったり等々の工夫をしながら、非常に適切な管理がなされているということから、指定管理者としては非常に適切である、好ましい団体だというふうに感じます。

ただ、ちょっと一つ言わせていただきますと、実施事業計画ということで、これは今回切り離しての提案、3 月の提案になるわけですけれども、この予算については、事業計画と予算はリンクをされたものです。ですから、指定管理者としてふさわしいのかどうかという、今回の冒頭の予算決算常任委員長のお話にもありましたけれども、指定管理者としては非常に好ましいと思います。ただ、どんな事業計画あって、それに基づいた予算がどうなっているのかということちょっとおいといてくださいというのは、非常に今回の審査としては難しかったということの一つつけ加えさせていただきます、賛成の意見とさせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第75 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町立おおくに田園スクエア）を採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第12 議案第76号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第12、議案第76号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町民おおくに農山村広場）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第76号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町民おおくに農山村広場）でございますが、審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

賛否ありましたので、それぞれの御意見を報告しますが、反対者の御意見。先ほどの議案第75号と同様である。

賛成者の御意見。先ほどの議案第75号と同様であるということでございます。

採決の結果は、賛成10名、反対3名でありました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 76号のおおくに農山村広場について反対いたします。

理由は、先ほども言ったとおりですけれども、先ほど景山議員が言われた、確かにこの3つの施設というのは、一番評価も高いのは、それはそこで評価されているのは、稼働率が高くて利用料がたくさん入ってきているということなんです。それで、もうちょっと言えば、利用料がたくさん入ってきて、指定管理料も結構出しているけれども入ってきて、赤字って、黒字ではないんですよ、でも。指定管理料ないと成り立ちませんからね。そこで若干の黒字を出して次期の繰り越しというのが入ってきてるわけなんですよ。どのようにしていつてるか。景山議員が言われたとおり、どう書いてあるかという、委員が環境整備に当たりどうなさっているのかと聞いたら、除草作業を地域の団体等に協力してもらってると言ってるんですよ。

今、多くの中山間地域は、自分とこの集落、自分とこの家の除草作業も大変で、集落の維持管理も大変な状況に、大国地区は町の公の施設の除草にボランティアで参加してきているんですよ。もしボランティアで参加してこないんだったら、その金額言ってほしいんですよ。今いいじゃな

いですが、指定管理というのはボランティアで公の施設を管理するためにしたのではないと思うんです。公の施設というのは町が管理する責任があるわけです。もしそれがいいというのであれば、ほかのところにもそれを徹底させていくわけですか。議会は決してそういう意見を持っているわけでありません。だからこそいろんな意見が出てくるわけですよ。公の施設を管理していくというのは、それなりのお金を町が出していくべきだということなんですよ。それをボランティアでやっていること、公の施設の除草をボランティアでせえということは、行く行くは各振興協議会もそんなふうにならざるを得ないことになるわけでしょうか。

少なくともここがやってきているのは、そういうことをしながら、よく見てたら地域振興協議会の役員さんたちもほぼ自分とこのいろいろやっているわけですよ。それは、やるのは報酬もらっているから当然という面と、私は役員等のボランティアもたくさん入っていると思うんです。なぜそういうふうになるかということ、指定管理のところになかなか予算がついてないからですよ。ついても金額の多少わからないって、変なこと言えば、幾らあって、向こうの言いなりに出しとって、その金額がもしかしたら最賃すれすれかもわからないし、最低賃金以下だったらどうするのかという問題もあるわけですよ。

少なくとも町は施設管理にどれぐらいお金がかかるかということを試算して、その分をはっきりとつけるべき。一番いいのは、直営にしてどれだけかかるかということを検討するべきですよ。そういう、私は、こういうふうにならざるを得ない施設がある中で、それを指定管理をしてほかに出すことによって、町の中では施設維持管理費についての、少し麻痺が起こっているのではないかとこのように考えております。町の財政といえども、比較的よそから見れば、町の施設、南部町は公の施設が多いところなんですよ。その維持管理をどうするかということ、今後も考えていかないといけないというふうに思うわけですよ。少なくとも振興協議会の事務所に使ってもらっているところは振興協議会にしてもらおうと言いつつながら、賃金等や手当等についても何ら示してないのではないかって、これは町の責任だということですよ。

少なくとも振興協議会等についていろいろ努力している点でいえば、公の施設をボランティアで除草作業しているんだと。少なくとも最低限の維持管理費用はつけるべきですよ。そういう、ぜひとも予算のときには一定の見解を示して、維持管理費相当の算定根拠を示していただきたいということを指摘して反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9 番、景山浩君。

○議員（9 番 景山 浩君） 景山でございます。本議案について賛成の立場から討論させてい

たきます。

前の議案とほぼ一体という議案でございますので、特別、前の議案以外の賛成理由というのはありませんが、ただ、この山村広場、実際はグラウンドです。野球とかソフトボールとかサッカーとかそういうものに使われているグラウンドです。これを単独で出すというのは非常に現実的ではありません。隣にありますスクエアのほうに常駐をなさっている地域振興協議会、大国の地域振興協議会さんですが、その方々が3つの施設を一体的に管理をされるというのが一番経費もかからずに現実的な管理になるということから、この後また屋内体育施設も出てまいります、同様に賛成理由として賛成をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第76号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町民おおくに農山村広場）を採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第13 議案第77号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第13、議案第77号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町民おおくにコミュニティ運動施設）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第77号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町民おおくにコミュニティ運動施設）でございますが、審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

賛成、反対ありましたが、理由は先ほどの75号といずれも同様ということでございました。

採決の結果は、賛成10名、反対3名でありました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第77号のおおきにコミュニティ運動施設の指定管理について反対します。

先ほど賛成議員の方が3つをばらばらにできないじゃないかと言うんですが、私は3つと一緒に指定管理してるのがいけんと言ってるんじゃないかと、議案に出してくる以上、その公の施設の維持管理費がどれぐらいかかって、施設が、管理費が相当なのかというのを議案として分けて出す以上、出すべきじゃないかということを行っているんですよ。これだけ見る限りでは、どこの施設が、光熱費が幾らかかって、幾ら利用されて、その結果がどうなのかということわからないからです。それを、そういうことを出してこないというのは、指定管理、維持管理費そのものが、どう考えているのかということが問われているのではないかというふうに思うからなんです。

今回、議会の中で指定管理の審査が進んだというのは、執行部の皆さんが閲覧で出してくださる文書を、全議員が目を通して中身がみんな協賛できたからです。今後は議会からも言っているとありますが、最低限の、少なくとも条例に定まっているような中身については、全議員に提出していただくことになると思うのですが、そのときには、収支予算書を出す以上は、根拠を聞いてもわからないということがないように、提出してくる業者、あるいは振興協議会が、どのような計算でこの収支の予算を出してきているのかって答えるのが当然課の責任だというふうに思うわけです。恐らく予算のときはその説明をするからだということになると思いますが、ぜひともその準備をして説明していただきたいということです。

何回も言うようですが、施設管理については今回、施設管理は一括して町が直営でやって、その経費等を計算して、まとめて出せることは出していくということにするほうが効率的だということ。この維持管理がどれぐらいかかるかということわからなければ、将来の公の施設建てるに当たっても、維持管理についてはどういうことを考えているのかということを知りたいので、少なくとも町の責任としてそれだけやってくるべきだということを指摘して反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） 9番、景山です。本議案に賛成をいたします。

75号、76号と同意見でございます。このコミュニティ運動施設も、田園スクエア、そして

農山村広場と、同一の指定管理者のもとに一体的な運営をすることが最も好ましいと、その管理者としては大国地域振興協議会さんが適切であるという理由から賛成をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第77号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町民おおくにコミュニティ運動施設）を採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第14 議案第78号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第14、議案第78号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町地域農産物加工施設えぶろん）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三嶋義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三嶋 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第78号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町地域農産物加工施設えぶろん）の件でございますが、審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

賛否御意見がありましたので、それぞれの御意見を報告いたします。まず、反対者の御意見です。維持管理に関する人件費が含まれているが、単価等の説明ができていない。町の施設については管理する責任を果たしていない。建物、施設については町が一括管理、振興協議会は使用する団体というあり方に戻すべきである。

賛成者の御意見は、施設を一括管理と言われるが、やはり地元で管理したほうが細かい点に配慮ができて一番よいと思うので、賛成するということでもございました。

採決の結果は、賛成10名、反対3名でありました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第78号の地域農産物加工施設えぶろんの指定管理について反対します。

この内容を見ましたら、えぶろんは前回まで129万だったのが、140万円に上げるということで、その内容についてもよくわからなかった。これは中身を見たら、町からの指定管理料が140万で、利用料金等が60万になっている。この60万の内訳というのもないわけですよね。支出が30万2,400円になっている。この中の選定委員会の話の中で、具体的に農産物の加工促進するような事業計画等はできないのかといったら、これは振興協議会の方が答えてるんですか、それとも課が答えてる、どちらか、なかなか難しいと言ってるわけですね。

まず、この人件費の30万2,400円の内訳がわからないということが、1時間800円というのが返ってきましたが、これも全体的に言ってまちまちで、どういう仕事してるかもよくわからないですけども、加工所をしていくのに、本来であれば管理業務に関する施設管理のものだけかなと思うんですけども、見てたら、ここで農産物加工の指導もしていくということまで指定管理の中に位置づけているということなんですよ、読む限りでは。だとすれば、少なくとも町が農産物加工して、第1次産業か第2次産業、第3次産業やっていくところの責任と計画って町があると思うんですよ。そういうことまで振興協議会に丸投げしたのかなと思って読んでしまったわけなんです。中見たら、さぞいろんな、高齢化や資材の高騰もあって豆腐をつくる団体が激減したということもあるんですね。そういう中でいえば、今、せっかく、加工施設をどのように有効に使っていくかという町の計画がまず要るだろうし、それなりの人材の確保というのも町が当然していかんといけんことだというふうに思うんです。

特に一番痛感したのは、このえぶろんについてはほかのどこよりも直営に戻してちゃんとやるべきだというふうに思ったわけです。結局は町費の140万に対し、利用料の60万についてもこれだけお金がかかるので、60万が入ってこなければできないということで組んでると思うんですよね。そういう面から見たら、この指定管理料が、向こうが言っているんだけど、適切なかどうかと、利用料等が60万の根拠等もしっかりと示して予算に出てくると思いますが、そういうところをしっかりとつかんで提案してきてほしいというのと、原則は、やはり施設と中身の農産物加工していく指導等計画については、ちゃんと町が持つべきだということを指摘して、指定管理には反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 11番、井田章雄でございます。議案第78号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町地域農産物加工施設えぶろん）について、賛成の立場で討論いたします。

えぶろん工房は、旧会見町時代の平成12年11月に農産物加工施設えぶろんとして建設されたものです。その当時は、町内の多くの皆さんに積極的に利用していただきたいと、大豆や、会見地区の特産物であります柿・梨を使った加工品づくりの講習会が主体で開かれていました。現在は地域農産物加工施設えぶろんとして、あみみ富有の里地域振興協議会に管理をいただいておりますが、さらに31年4月から平成34年3月31日まで指定管理者に指定するものです。

この施設は皆さん御承知だと思いますが、現在、加工グループ、地域の人、団体の方などが利用され、加工用機械・器具が設置されております。加工品によっては利用時に要請によって指導者として指導員を派遣しておられ、大変好評であると聞いております。

申請書の内容を読みますと、施設の現状に対する認識及び今後のあり方について、年々利用者の数が減っていることから、利用者の回復、新しい商品開発、若い世代の取り組み、現行加工グループの拡大を目指すとして4点の目標を持ち、経費節減の方策として利用者に節電・節水を促し、町と協議しながら改善を目指して努力するということとあります。私は、このような努力を期待をいたします。

そして、今、真壁議員が申されましたいろいろな年間経費でございますが、こういうものをするために多少、140万という今の指定管理料をいただいております。そして、利用料もこれの努力ができればふえてくると私は期待しております。そういうことを期待しながら賛成して、可決すべきと考えます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第78号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町地域農産物加工施設えぶろん）を採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

ここで休憩に入りたいと思います。再開は10時40分にします。

午前10時20分休憩

午前10時40分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

日程第15 議案第79号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第15、議案第79号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町自然休養村管理センター緑水園）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三嶋義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三嶋 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第79号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町自然休養村管理センター緑水園）でございますが、審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

賛否ありましたので、それぞれの御意見を報告いたします。まず、反対者の意見です。指定管理の議案上程のやり方について、前は予算と一緒に出ている。原則に基づいてやることをやっていない。執行部は相手方が計画した予算についてそのまま資料として出し、これでいいとは思っていないという説明であったが、それでは筋が通らないし、こういうやり方を許してはいけません。また、指名指定から公募にする理由が説明不足である。緑水園と一緒に改革していくような提案をして、今後どうしていくのか存続も含めて検討し、精査してから上程してくるべきである。

次、賛成者の御意見です。指名指定として緑水園に指定することについては賛成する。ただし、指名指定については、相手方が計画した管理料を重視するという執行部の姿勢については問題があると思う。指定管理料についてはこれから精査をするということなので、十分に協議をしていただき、従来どおり緑水園に管理をしていただきたいという御意見でございました。

採決の結果は、賛成9名、反対4名でありました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第79号、南部町自然休養村管理センター緑水園の指定管理について反対いたします。

委員会の説明では79号から83号まで、これがどうも選定委員会でも一括して審査されたようであり、資料もこの5議案が一緒になって説明される格好で出てきています。ただし、議案はそれぞれ5つあるので、5つに分けて討論をするように議長に、議会の運営としてそうなっているということです、討論いたします。

緑水園の指定管理については、以前から、30年度に入ってから数回担当課も通じて、緑水園の運営管理について町のそれなりの方針が要るのではないかとということ指摘させてもらったところです。そういう中でも、口頭での話ありましたが、具体的に株式会社がどんなふうにし話して、今後どういうふう展開していくかということについては、なかなか示していただけなかったというふうに思っています。

そのような中で、今回、これまで緑水園が、株式会社が一括してきた中のオートキャンプ場と、その隣のこもれび工房を外して、5つの施設を指名指定で指定管理していくという内容になったわけです。執行部も御存じのように、オートキャンプ場関連については六百数十万であったのが、260万になってきたというのは、そこで300万ちょっとが、金額を伝えてきたわけなんです。そしたらなぜ、今まで緑水園が指名指定されていたときにその金額が出ていたのかという問題ですよ。当然、株式会社としてはそのお金がなくなった分、経営が苦しくなるというのはもう見えたことだというふうに思うんですよ。

そういう中で、株式会社が100%町である以上、何回も繰り返しますが、そういうふうの方針を変更するのであれば、それなりの町の説明が必要だということなんです。今回も選定委員会では、現在まで5施設の総額の指定管理が1,925万だったのが、今回は800万近く上がるわけですね。2,700万の請求ではないが来てるわけですよ。

条例を読みますと、指定管理の候補者を選定するときに、町長は、選定委員会をつくってそこに選定委員会の意見を聞かなくてはならないと書いてあるんですよ。答申ですよ。意見は聞くんだけど、議会に出してくるときは、ここまで金額が違っているのに、それをどうするかという話もないわけですよ。それで3月議会になるから、3月議会でそこを詰めていくので、これだけ認めてくれというのは、言ってみたら、もう慣例というか、なれ合い主義そのものではないでしょうか。とりわけ相手が、100%出資してる株式会社である以上、町の説明が必要だというふうに思っています。

それで、株式会社の運営についての心配とか危惧、不満については町民からも聞いているし、議会でもよく出ることです。それはありますが、第一義的な責任は町だという自覚は全く持っていらっしやらないのではないかというふうに私は思えてならないんですよ。

例えば選定委員会で、そこに招集されている株式会社の3名の申請者が、今までの運営に当たって聞かれたら、答えているのは、本来だったら役場で専門家を設けてアドバイスをいただきたい、町が緑水園をどのようなぐあいになりたいかということ聞いても答えは返ってこない、こういうふうに述べられているんですよ。そういう意味でいえば、私はどなたが株式会社になられても大変苦勞なさることだろうなというふうに聞きました。さらには、株式会社になって一番悪いことは、補助事業が全くできなかったんだと。イベントをしても、イベントは支出ばかり、収入もないんだと、こういうことを言っているわけですよ。果てには、あっここで地域の貢献してる郵便局の職員の人件費はどうするのかという問題も出てきているわけです。

最後のほうにどう言ってるかということ、施設の現状に対する認識及び今後のあり方で、こういうふうに緑水園言ってきたんですよ。こもれば工房とオートキャンプ場が指名指定から外れたことにより、直接の体験型集客は望めなくなりました。あわせて、当社独自の商品づくりへの取り組みができがたい現状となりました。近年は山陰道から松江道が開通したことにより、広島方面への交通量も減っています。また、周辺地域の高齢化や人口減に加え、法勝寺地区に温泉施設の計画も進んでいます。そうした外部環境を見ますと、ますます利用者の減少と売り上げの低下は免れません。こういうふうを書いてきてるわけなんですよ。

申請する側は、このようなことがあるんだから、そもそも今、黒字といってもお金町が出したんだから赤字経営なんだけれども、今以上に出していただかないとできないよということも言ってるわけですよ。とすれば、これに対する、まず町の見解が要ると思いませんか。ここまで資料の中で作成されたものが出ているにもかかわらず、このようなことに町としての見解も述べずに指名指定だから認めてくれと、800万近くふえるけども認めてくれてやり方は、余りにもなれ合いだし、町としては無責任なやり方だと指摘せざるを得ません。少なくとも、これ済んでからでもいいですから、賛成多数で通す、皆さんが通されそうですから、少なくとも済んでから、この件についてはどのように予算を計上していくために、今後の緑水園周辺、自然休養村事業、どう考えているのかということ出していただきたいということを指摘して反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5番、白川立真君。

○議員（5番 白川 立真君） 糸の切れたたことか、羅針盤が云々言った後になかなかやりにく

い討論でありますけども、先ほど真壁議員のほうから、町のほうがしっかりと方向性を出しなさいと言われましたよね。このことについては私もそう思っております。

景山議員のほうからは、今回、予算もないし、事業計画もない状態の討論は非常に難しいということで、本当に私も難しい討論になるかと思いますが、まず、11月2日に行われた選定委員会、ここでは指定管理者がどこがいいか、この方はどうか、適か否かという部分があって、緑水園にかかわるところは、この7つの中で一番低い点数であります。なかなか厳しい点数をつけられております。

この79号の議案のポイントというところを、私もどこがポイントなのかというふうに考えてみましたら、やはり今後どういうふうにしたらいいのか、そこに絞って討論してまいります。いわゆる今後の緑水園という施設をどの方向に導いていくのか、これがこの議案の大きなポイントであります。

株主であり、所有者でもある町は、例えるなら船の艦長のようなものであります。艦長は進む方向を示さなければなりません。一方で、緑水園という船の長所、短所、この長所、短所というのは、そこで働く職員の皆さん、いわゆる乗組員たちが一番よく知っています。町は、彼ら、彼女たちと膝をつき合わせてじっくりと協議をしなければなりません。これまでこの部分が欠けていたことは非常に残念であります。魚は頭から腐ると言われています。全体が腐る前に速やかに協議に入っただき、施設を私物化しているなどと言われない緑水園、立地場所が悪いなどと言いわけばかりをしない緑水園、社長、役員たちが率先して走り回る緑水園、そのような体質改善された、生まれ変わった緑水園としてスタートを切っただくことを大いに期待をして、賛成討論としたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。（「賛成です」と呼ぶ者あり）

賛成の発言を許します。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。私は、この議案第79号、株式会社緑水園が自然休養村管理センター緑水園を指名指定で受けるということに対して賛成の討論をさせていただきます。

先ほど白川議員言われた部分は、確かにおっしゃるとおりだというふうに思っています。ただ、この緑水園ですけれど、昭和56年にオープンしました。私もそのときにお世話になった一人なんですけれど、そのオープン以来、今、約40年が過ぎようとしています。この40年間の間の緑水園のこれまでの努力といいますか、それはやはり地域の人にも認めているものだというふうに

思っています。現在でも南さいはく地域振興協議会が年間で行う、例えば納涼祭、11月3日のかまくらふれあい祭り、これも緑水園の会場、駐車場を借りて、お客さんの流れをとめてでも提供してもらって、この地域のまとまりをつくってもらっております。そして、緑水湖マラソン、このマラソンもダムが完成する前の年、湖底を走ってから今回で31回を迎える、31年間続いている緑水湖マラソンです。これは実行委員会の方の努力もありますが、やはりその場所等々を提供してもらってる、その日だけではありません、準備をするのにも研修センターを借りたりとか、2階の会議室を借りたりとか、そういった意味では大変な理解と努力をしていただいているというふうに思っています。ただ、これまでの指定管理の場所と違って、緑水園は営利を目的とするという大きな使命を持っています。

先ほど白川議員からもあったんですけど、その営業努力というものが今現在非常に足りなくなっているというところは私も一般質問でさせてもらったところなんですけれども、そうだと思います。

また、先ほど真壁議員が指定管理料のことを言いましたけど、緑水園だけに限って言えば今までの1,750万が2,350万ということで、約600万の増額のことが、これは緑水園から公募のときに示されています。この600万の売り上げの中身を見れば、29年度の売り上げに若干ふやした形での売り上げです。やはりそういった面では、緑水園の今後の努力というものが目に見えていない、数字にあらわれていないという部分もあろうかと思えます。

しかし、この最近の、近況の状況を見ればなかなか厳しい。法事のお客さんが日曜日とかたくさん来られるんですけど、前は1組来れば30人以上だったものが、今では半分ぐらいになっている。利用の組数、来ていただく団体の数は変わらないんだけど、一つの利用の人数が減ってきているという大きなところもあろうかと思えます。

そして、町の立場でいえば、株式会社緑水園は町が100%出した、出資している株式会社があります。先ほど白川議員も船の操縦のところと、それから帆の部分、乗組員のところ、言われたとおりだと思いますが、やはり町としても一緒になって対応をしていただきたい。そして、管理センター緑水園、これはダム湖周辺のそれぞれの施設の中心の場所として、それぞれの施設をこれからもしっかりと見ながら指導もしていただきたい、一緒にやっていきたい、これができるのは株式会社緑水園しかないというふうに思っております。

以上のような理由で賛成の討論とさせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第79号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町自然休養村管理セン

ター緑水園)を採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(秦 伊知郎君) 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第16 議案第80号

○議長(秦 伊知郎君) 日程第16、議案第80号、公の施設の指定管理者の指定について(南部町林業者等休養福祉施設)を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長(三鴨 義文君) 予算決算常任委員長です。議案第80号、公の施設の指定管理者の指定について(南部町林業者等休養福祉施設)の件でございます。

審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

賛否御意見がありました。理由としましては先ほどの議案第79号と同様ということで、賛成者、反対者の御意見でございます。

採決の結果は、賛成10名、反対3名でありました。以上です。

○議長(秦 伊知郎君) 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員(13番 真壁 容子君) 議案第80号の林業者等休養福祉施設の指定管理に反対をいたします。

これはいわゆる緑水園の、管理センターについて建っている建物です。株式会社緑水園から出てきた収支予定表でも林業者のところは指定管理料も支出もゼロというふうに計上されて、緑水園と一緒にいるということで、討論も緑水園の中身のことで討論したいと思うんですけども、この収支予定表を見たら、指定管理料が5施設で2,768万7,000円をいただきたいと。そういうふうにもらって売り上げを上げて、指定管理料、売上高8,897万5,000円を予定していますと。そうしても緑水園だけでは942万8,000円の赤字になります。

よ。その穴埋めはあとの3施設、アリーナと研修センター、バンガロー、とりわけバンガローが882万3,000円、大きいんですね。それを持ってきて何とかとんとんにしたいので、2,768万7,000円なければこういうふうにならないという申請してきたわけですよ。選定委員会では、この予算の持っていく方が適だとする者が3名で、多過ぎるんやという方が1名いたわけですよ。

それで、執行部は議会に問われてどう言ったかということ、前回よりも多くなってるけど、これはあくまで緑水園からの求めている価格であって、これにするかどうかわからないと言ってるんですよ。3月にはどうなるかもわかりませんが、わからないと言いますが、これでも緑水園は赤字になるんだと言ってるところに、従業員が10名以上いて削っていくことができるのかということですよ。だから、私たちはそのことを知りたいから、予算を、この出されてきた収支計画書をどう見るのかという町の見解が欲しかったわけですよ。それもないまま、とにかく指名指定やから、先ほどのとこでやった賛成議員のように株式会社に行くから賛成してくれというの、それしか、私たちも株式会社何とかしないといけないというのわかりますが、やみくもに出されてきたものが不十分であってもやっていこうというやり方には、やっぱりくみすることが住民の利益になると思わんわけですよ。私は本来であるならば、少なくともおかしいというところで議員が一致してるんだから、今回は見送って臨時議会等でも出すべきだというふうに私は考えているわけです。そうでもしないと執行部の姿勢は変わってこないわけですよ。

御苦労だとは思いますが、さまざまな問題抱えているところで、そもそも今まで緑水園が黒字を出しとったといっても、お金を出してる分が、町の維持管理費があって成り立ってるものですから、それを今後続けるのかどうかということになるわけですよ。公費が含まれている以上、この5施設を指名していきながらも、要はお金が3,000万近く出るんですから、そのことが住民の利益、地域の利益にどうつながっていくかということこの説明まで来なければ、これがよしとすることにならないということは町長も御存じだと思うんですよ。

今は残念ながら、これまでの経過と、半分以上なれ合って、ほかに方法がないという形でやっているとありますが、そういう形を即刻改めて、私は仮に今回通ったとしても、緑水園等の計画が要るんだと、予算計上に当たっては要るんだということです。このままでは2,700何がしの指定管理料では議会は通しませんよということを言っておきたい。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、滝山克己君。

○議員（3番 滝山 克己君） 3番、滝山です。私は、議案第80号に賛成の立場で討論いたし

ます。

この施設、林業者等休養福祉施設ですが、これは緑水園と一体的に利用されているものであり、切り離して管理するということは不可能だというふうに思います。このことから原案に賛成をするものでございますが、先ほどから何回も議案の上程の方法等について意見が付されてますが、私も一言言わせていただきますと、皆さん、指名指定の意味と株式会社緑水園設立の経過をよくよく理解していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上で討論を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第80号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町林業者等休養福祉施設）を採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思ひます。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第17 議案第81号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第17、議案第81号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町健康増進施設レークサイドアリーナ）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長でございます。議案第81号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町健康増進施設レークサイドアリーナ）の件でございます。

審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

賛否ありましたけれども、賛成者の方、反対者の方とも先ほどの議案第79号の緑水園と同様の意見ということございました。

採決の結果は、賛成10名、反対3名でありました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた

しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第81号の南部町健康増進施設レークサイドアリーナの指定管理に反対いたします。

今回出されているアリーナに対する指定管理料は75万円、そのうち売り上げでは21万を稼ぎますよという内容になっています。これはほかの体育館の指定管理料に比べたらどうでしょうか。非常に低い金額になっているなというふうに私は思ったところですが、選定委員会の中で、選定委員が緑水園のほうにアリーナは荷物に感じているんじゃないですかと聞いている項目があるんですね。そこでどう答えてるかという、現実問題、アリーナの使用はほとんどないですよ。アリーナ使うことで合宿に来てもらえてるところはあるんだけど、実際、使用はほとんどないですよということを言ってるわけです。こういうことも含めて施設の有効利用をもう緑水園に任せてるのでそれでいいのではなくて、町としても計画等について考えていくことが必要だと思うんですね。それが町の施設維持管理のあり方ではないかというふうに思っています。

それで、関連ですから、先ほどのとこで言い忘れて言うんですけども、この選定委員会の問題になった郵便局の件については、郵便局の費用も含めて指定管理料で払うんかということありますが、郵便局にすれば地域の福祉向上の立場から町が独自で補助金として出して、それを保障していくべきだということも指摘して、反対討論いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、滝山克己君。

○議員（3番 滝山 克己君） 3番、滝山です。議案第81号については賛成の立場で討論いたします。

この施設、アリーナでございますが、これも株式会社緑水園が一体的に指定管理を受け、運営してきております。町が直接管理するに至りましては、さまざまな体制の構築が必要と考え、無理があると考えます。緑水園におかれては、合宿等いろいろな知恵を絞りながら利用の増加に努力をしておられるところでございますので、このまま緑水園に管理していただくことが最良と考えておりますので、原案に賛成します。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 8 1 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町健康増進施設レークサイドアリーナ）を採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 8 議案第 8 2 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 8、議案第 8 2 号、公の施設の指定管理者の指定について（緑水湖教育文化施設）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三嶋義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三嶋 義文君） 予算決算常任委員長でございます。議案第 8 2 号、公の施設の指定管理者の指定について（緑水湖教育文化施設）の件であります。

審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

賛否ありましたが、賛成者、反対者とも先ほどの議案第 7 9 号の緑水園と同様の意見ということとございました。

採決の結果は、賛成 1 0 名、反対 3 名でありました。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論がありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1 3 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第 8 2 号の緑水湖教育文化施設、いわゆる研修センターの指定管理に反対いたします。反対する理由は、やはり町全体計画、町が責任持って緑水湖周辺の全体計画を示すべきだという考え方です。

アリーナと研修センターについては、私たち、今回指定管理に反対していますが、予算とお金の流れを見る限り、このアリーナ、研修センター、バンガローについては、緑水湖を管理する者が管理することが適切だというふうに考えています。なぜならば、これを見る限りでは、いわゆ

るアリーナ、研修センター等については、ここにかかる人件費のほとんどがやっぱり緑水園に重ねられているからです。

そういう点でいえば、一括管理することの有効性というの出てきているということは理解するんですけども、反対する大きな理由は、全体的に緑水園周辺を含めた計画を町が示すべきだということをおっしゃっています。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） 2番、荊尾です。議案第82号、公の施設の指定管理者の指定について（緑水湖教育文化施設）、研修センターについて、賛成の立場で討論いたします。

この施設は、研修センターは会議室です。オートキャンプ場やバンガローのように家族連れで行楽や宿泊を楽しく利用するというものではありません。企業の研修や各団体の会議、緑水園やその周辺の利用者による利用がほとんどと考えられます。この施設だけ独立的に運営していくことは経営的に難しく、緑水園を中心とするこの地域で一体的に指定管理を受けて利用していくことが適切だと考えます。

以上から、この施設を株式会社緑水園に指定管理に出すということは適切であり、賛成します。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第82号、公の施設の指定管理者の指定について（緑水湖教育文化施設）を採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第19 議案第83号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第19、議案第83号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町バンガロー）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第83号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町バンガロー）でございますが、審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

これも賛否ありましたけれども、賛成者、反対者とも先ほどの議案第79号の緑水園と同様の意見ということでございました。

採決の結果は、賛成10名、反対3名でありました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第83号の南部町バンガローの指定管理について反対いたします。

南部町バンガローの指定管理に反対する大きな理由は、先ほど言った緑水園の一带を、計画を出すべきだという点です。これ、83号で公の施設の指定管理の指定の提案が最後になるので、改めて指定管理制度と町の公の施設の管理のあり方について意見を言って反対討論としたいと思っております。

本来、指定管理のあり方は、法律が決まった段階で、どのことか2本柱が大きく言われてきました。一つには、市町村の財政の効率化に資すること、2つ目には、民間のノウハウでもって有効な活用を図っていく、この2つが示されて、これまで委託とかではなくて、直営か指定管理かどちらかにしなさいと言われて、やむを得ず選択してきた施設もあるというふうに私たちは考えています。

指定管理制度そのものが、もうけが出る施設であればいいんですけれども、南部町のようにほとんどもうけにならないで、町の施設の持ち出しやっているところでどんなふうに有効活用せよというのか。財政の効率を考えたら、先ほどのように住民参加型のボランティアをすることによって維持管理費を削っていくか、人件費を削っていくかしか方法がないわけです。電気代等や光熱費はほとんど公共料金で決められていますから。そういうことを考えた場合、どうするかという点でいえば、南部町にとっていえば、指定管理の方法を用いても必ずしも町財政が効率になっていくということは、考えにくいというのは当初からわかっていたことです。あえてしていく中

で、やっていくのであれば、少なくとも財政の効率化には資さなくても住民の利益の向上につながっていく、こういうところで選択をしてきたのだと私は理解しているんですけども、ここに至って自然休養村事業全体考えた場合、やはり公の施設のあり方ということも考えなくてはいけないというふうに私は思っています。

自然休養村事業が、皆さんのおっしゃるようにダムができて疲弊していったり、人口が少なくなっている周辺の活性化策として地域住民に望まれてきたと言うのですが、本当にあの辺にたくさんつくられた施設が住民の発想から来たものだというふうに私は思えないわけです。何年前でしたか、連日してあの周辺に建物が建ったり、いろんな施設が出てくるようになりました。

先日、複合施設をつくるときに、山陰経済経営研究所の方が公民館で聞き取っておられたとき横に座っていたんですけども、その方が持っておられたものを示しながら言われたのが、南部町はほかの町に比べて非常に公の施設が多いと、こういうふうに言っていました。とりわけ福祉向上とかの場合に必要な施設はともかく、私は緑水園周辺の一帯の公の施設については何らかの総括が必要だというふうに考えているわけです。ここをやみくもに地域振興協議会に指定管理をさせていく、株式会社緑水園をつくって指定管理させていく、そのことについては選択方法の一つであったとしても、最終的に責任を持つのは町ですから、その全体的な計画がなければ住民理解ができないと思います。

町長は、どなたかの一般質問で、農泊の関連事業の中で、ソフトの補助金が続くけれども、一番最後のハード事業ができる補助金も来るので、そこを最終的な場所として判断をしたい、こういうようなこと言われたんじゃないですか。多くの議員は、緑水園の建てかえをそこへ持っていくのかなというふうに受け取ったわけです。町長とすればいろんな構想があるのだと思いますが、いずれにしても補助金が出る中で多額な投資をしていくような事業の場合は、住民の理解がなければできないことだと思います。とりわけ町長もおっしゃっているように、人口は、人口統計では全国的に7割の人口になると言われています。南部町が持続可能になっていく場合に、今後、公の施設が、どれが必要で、どれを閉じていくほうがいいのか、この中に当然緑水園周辺も出てくることは明らかなことだというふうに考えています。そのときに指定管理の方法で維持管理費が自分の頭の中でできていないというところでは判断に誤りがあるし、議会にも十分な資料が提供できるとは思いません。

残念ながら委員会の中で、全協等でも緑水湖周辺めぐっての特別委員会をつくって議会でも審査すべきだということについては少数で実りませんでした。これは議会も責任があることだというふうに考えているわけです。そういうことを考えたときに、少なくとも今回の指定管理に当

たって、緑水湖、自然休養村全体の計画を現時点ではどれだけの公費をつぎ込んでいて、どれだけのもうけが出ていて、採算がどうで、将来の見通しはどうか、こういうことを住民と議会に明らかにすべきだというふうに考えています。それが今、町のする最低限の仕事だと思うわけです。

そういうことを考えた場合、私は、今回、複合施設とかさまざまな施設の建築計画が出ていますが、指定管理等によって町が公の施設を管理することについて、数字等を本当につかんでるのかいなど心配で仕方ありません。そういう心配している人は町民の中にも多くいますから、少なくともそういう計画を早急に立てることを求めて、今回の指定管理全体には反対をいたしております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。私は、この議案第83号、公の施設の指定管理者の指定、これは緑水湖のバンガローですね、ちょっと高いところにある、7つの建物があるんですが、そこの指名指定を今までどおり株式会社緑水園にお願いをしていく。

先ほど滝山議員も荊尾議員も言われました。この5つの、今回5つ出てる指定管理、審査も5カ所が一緒にやりました。そして、なぜやったかということ、先ほどお二人、議員が言われたように一カ所一カ所では仕事にならないということが、やっぱり全部を含めて1つのものなんだ。これは実は今回は変わりますけれど、オートキャンプ場、それからこもれび工房、これについても同じ考え方で今まで指名指定でやっていたというふうに思います。今回はそういったことで2カ所の施設は離れるわけなんですけれど、やはり特に緑水園の周辺は、これは一括をして株式会社緑水園に管理センターとしての役割と、営業をしながら守っていただきたいということだというふうに思っています。

そして、先ほど真壁議員は総括的な話もされましたので、私は今回の14議案の総括について、私も賛成の立場で若干触れさせていただければというふうに思います。

先ほど財政の効率化というのが大きな指名指定管理の目的なんだというふうに言われました。まさにそのとおりだと。だから地域振興協議会にそれぞれお願いをして、それぞれの地域の中心的な施設を管理していただき、そして守っていただき、地域の人と一緒にあってその場所を利活用していらっているというふうに思っております。これを例えば町が直接管理をしろという、今までずっと意見でしたが、それはそうなったらどうなるでしょう。人件費、そして使用したいという地元の方の電話の対応、協議会が電話を受けて、じゃあ、これは教育委員会に電話を

してくださいと言うのでしょうか。それこそ地域振興協議会が、今度は地域から離れていってしまうと思います。そういったやり方を今までできてもらってるわけですので、これは本当に正当で、そして財政の効率化が十分になされている、このそれぞれの施設だというふうに思っています。

そして、緑水湖の総括も言われました。例えば先ほど言いました40年前、こういった施設がなかったらどうなってるでしょう。賀祥の坂を登り始めて早田の集落まで真っ暗状態です。それを私たち地域住民が通ってどういうふうに感じるでしょう。やはりあそこに光があってたくさんの方がする、夏休みには高校生や大学生が来てそこで若い者の方がする、それがいるから安心してそこを行ったり来たり、通学したり仕事に出たり、そして疲れた体を緑水園の姿が多分癒やしてくれてたというふうに思います。そういったことをやはり継続的に進めていく、町のほうもしっかりとバックアップしていきながら対応をしていただきたい、そういった思いがあります。ぜひともこの内容全ての指定管理については、賛成すべきというふうに思っていました、私は2つほど反対をしてしまいました。申しわけありません。ということで、賛成の討論とさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第83号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町バンガロー）を採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第20 議案第84号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第20、議案第84号、平成30年度南部町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三嶋義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三嶋 義文君） 予算決算常任委員長でございます。議案第84号、

平成30年度南部町一般会計補正予算（第4号）について審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

賛否ありましたので、それぞれの御意見を報告いたします。まず、反対者の意見です。法勝寺高校跡地の不動産売り払い収入について、J O C Aから全体説明会で説明のあった3,600円、1平方メートル当たりで、南部町としては了承したが、個人所有についての値段は把握されていない。また、売却するために更地にした費用について、当然もらうべきであるものがもらっていない。このようなことを公有財産でもらっては困るという点を指摘して反対する。

賛成者の意見です。反対意見も一理あるが、本補正予算は主に災害の案件が多く含まれており、必要なものである。不動産売買については、不動産鑑定士による鑑定と聞いていますので、問題はないと思う。

採決の結果は、賛成10名、反対3名でございました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾共三でございます。平成30年度南部町一般会計補正予算（第4号）について、反対する立場で申し上げます。

3点ございますが、まず財産の収入について、売却収入について反対の一つとします。町有地の売却収入が479万1,000円と計上されております。あの法勝寺高等学校跡地、あれは長い歴史のある学びの場として存続しておりました。しかし、残念ながら合併によって法勝寺高等学校がなくなって、米子高校と合併して、あそこがいわゆる学びの地だったんですけども、建物がほとんどなくなりました。それで、このたびJ O C Aのほうで新しく事業を開始するというところで、あの土地の売却について上がりました。

先ほど委員長の報告があったんですけども、じゃあ、土地の評価はどうするのかということで、不動産鑑定士の結果、それを参考にしたということなんですね。平米が3,600円ということで計上されて、その金額で買収に応じたということなんです。

私は、一般質問の中でも言ったんですけど、この土地については全面積が南部町、町が所有しているのではなく、その中では民間の方、たしか3名だったと思うんですけども、あります。その人たちの値段も参考にして決めたいということだったんです。じゃあ、その人たちの状況はどう

だったのかということなんですけども、行政側としてはそれは把握しておりません。幾らで契約されたのか、それはわかりませんということでした。ただ、なぜかといいますと、個人所有者とあわせて同席の説明会で提示があったんで、それで町としてはその金額で応じたということの説明を受けました。

しかし、一般質問でも言ったんですけれども、あそこには大豆加工所の建物、そして器具がありますね、それに必要な。それからもう一つは、ほかのもの、町の所有のものを、町関係のものもそこに入れておく別の建物ありました。それで、それを加算すべきではないかと言ったんですけども、結局そのお金は、取り壊しのことについては触れておりません。なぜかというと、更地として売却するということをしてたんだということなんです。それはそれとしていいでしょうけど、じゃあ逆にこれまで南部町が町の財産として個人の土地を所有するのに、当然その中に上屋とか、あるいは立ち木があったら当然それも計算を入れて、土地の上にプラスいわゆる附属の建物とかそういうものを加味して購入したんですよ。しかし、今回はそういうことは加味しないと、全く道理に合わない、このようなことは許すことではないということがまず反対の理由の1点です。

次に、支出のことなんですけども、歳出のことなんですけど、指定管理を予定しているいわゆるオートキャンプ場施設ですね。これに新しく事業をされる方、この方にレンタル用のテント、これが14張り、九千五百……（サイレン吹鳴）

○議長（秦 伊知郎君） 少し中断してください。

午前11時30分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

○議員（12番 亀尾 共三君） よろしいですか。

14張り、テントですね、レンタル用テント14張りを9,514万8,000円、これを計上されております。それからもう一つ、椅子、これが30脚、これが2,000円が計上されております。ごめんなさい、訂正します。レンタル用テント14張りは9万5,148円が計上されて、合計139万2,072円が計上されております。私は、新しく指定管理の方が営業するに供するものであり、これを町が、町の財源から投入して与えるべきではないということを主張して、これも反対理由の一つであります。

3点目ですけども、農地災害の復旧事業、そしてまた単県斜面崩壊、これに対する分担金の金

額が、もうちょっと下げるべきだないかと思うんです。つまり、地元関係者の負担が非常に高いわけなんです。特に農業経営者のは、現在の農業の営業の状況はどうでしょうか。水田でいうと、畑作はおいときますが、稲作の場合、つくってはかえってそれが赤字になるというような状況、厳密に言いますとですね。個人的には、あるいはいろんなやり方でやっておられる方もそこまでいかないかもしれませんが、ほとんどの方に聞きますと、もうつくらんよと。うちで食うもんしかつくらんわというような声も聞きます。そういう状況の中、災害はあっても、それを復旧するために何とかして負担を減らすこと、このことはやるべきでないでしょうか。そうしないと、耕作を放棄してしまうようなことがふえるということや、大変将来について大きな不安を持たれます。そういうことを理由にして反対をするものであります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） 2番、荊尾です。議案第84号、平成30年度南部町一般会計補正予算（第4号）に賛成の立場で討論いたします。

補正予算額は4億6,961万9,000円です。このうち歳出で、農地災害、道路、河川、単県斜面崩壊の災害関連予算の総額は4億8,679万9,000円です。補正予算の総額よりも災害関連の支出予算のほうが多いのです。当然、減額補正もありますので、こういうふうになったものと考えますが、100%に近い災害復旧のための補正予算であると言ってよいと思います。当然に賛成すべきものだと考えます。

今、亀尾議員の討論の中で、補助金というふうに言われましたが、私を感じたのは分担金のことかなというふうに感じました。ただ、地元負担の分担金が発生するんですが、これは今までの南部町のルールの中で決まってきたものでございます。その災害の都度、変更するということとは少し難しいことではあると思いますが、ただ、やはり高額になってる部分もあると思います。減免等のことも、検討することも必要ではないかというふうに思います。

それと、法勝寺高校跡地の町有地の売却について言われました。これは不動産鑑定士が更地の土地の単価3,600円、平米を出してきているものでございます。当然、土地を買うときに不要なものがあれば、そこは売買単価の減額になるというふうに考えます。不動産鑑定士が出した単価で適正であると、売買契約は適正なものであるというふうに思います。

以上の点から、議案第84号、平成30年度南部町一般会計補正予算（第4号）に賛成するものです。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の補正予算に反対いたします。

先ほど荊尾議員が言われたように、この今回の補正予算のほとんどが、予算で見る限り災害復旧の関連だし、そのことに私たちは反対しているわけでありませぬ。亀尾議員も荊尾議員も述べられたように、分担金の問題については委員会等でも、担当課長から資料等も配付されまして出てきた中で、今回は町政要望として全議員が一緒になってこの分担金の軽減を町に提案してきているという現状です。その分担金についていえば、今回4億幾らかの仕事の中で地元負担として1,752万円というお金が上がってきているわけです。その中で最高は幾らかというと、単県斜面では1軒当たり220万、単県についていえば負担平均額が146万6,000円という数字です。農業施設の災害復旧事業等についていえば、これも最多の負担されるところが187万5,000円で、これの負担額の平均は51万2,000円です。この金額が出てきたことにより、この負担は大変だということと、それも例えば分割払いとかそうではなくて一括払い。少なくともお金の徴収方法ですね、町は今お金に困ってるわけではないんですから、この分担金の収納方法を負担のかからないように持っていくこと。

同時に、恐らくこれ農業施設等ですから農家やってる方が多いと思うんですけども、所得に応じてこの減免を、分担金を軽減させる方法を即刻とっていくべきだと。それで、かつて、例えば農地災害は負担金が15%、単県斜面については20%と決まっているけれども、昨今の情勢を考えた場合、この負担率の軽減も考えていかななくてはならないというふうに考えています。とりわけ今回災害復旧事業はいいけども、負担が重過ぎるよというところで反対の一つです。

もう一つは、保育園の、今回わかったのは、町のしているすみれ保育園、ひまわり保育園両方から出てきたのが、いわゆる非常勤保育士が確保できなかったのも、臨時職員にかえていったという問題です。これにはさまざまな働く条件等があると思うんですが、全国的に言われている保育士が少ないのを、もろに出てきていると思いませんか。本会議でも、当初でも町長は検討せざるを得ないと言ったんですけども、とりわけ保育士の中から上がっている、現場から上がっている臨時保育士にも交通費相当額を支給することを先延ばしにせず、来年度からも実施していただきたい。それは今回の補正予算が物語ってると思います。このように予算を組むときには、やっぱり情勢というのはあらわれてくると思いますので、その都度、今の町の施策はこれでいいのかということを検討していただきまして、前向きな方針変更大いに結構ですから、そのような提案をしていっていただきたいということを言って反対討論とします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 8 4 号、平成 3 0 年度南部町一般会計補正予算（第 4 号）を採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第 2 1 議案第 8 5 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 1、議案第 8 5 号、平成 3 0 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第 8 5 号、平成 3 0 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 8 5 号、平成 3 0 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 2 2 議案第 8 6 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 2、議案第 8 6 号、平成 3 0 年度南部町後期高齢者医療特別会

計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第86号、平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第86号、平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第23 議案第87号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第23、議案第87号、平成30年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第87号、平成30年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）は、審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 87 号、平成 30 年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 24 議案第 88 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 24、議案第 88 号、平成 30 年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三嶋義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三嶋 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第 88 号、平成 30 年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第 1 号）は、審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 88 号、平成 30 年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 25 議案第 89 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 25、議案第 89 号、平成 30 年度南部町病院事業会計補正予算

(第1号)を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三嶋義文君。

○予算決算常任委員会委員長(三嶋 義文君) 予算決算常任委員長です。議案第89号、平成30年度南部町病院事業会計補正予算(第1号)は、審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長(秦 伊知郎君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秦 伊知郎君) これで討論は終わります。

これより、議案第89号、平成30年度南部町病院事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秦 伊知郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第26 議案第90号

○議長(秦 伊知郎君) 日程第26、議案第90号、鳥取県町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鳥取県町村総合事務組合同約の変更に関する協議についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、三嶋義文君。

○予算決算常任委員会委員長(三嶋 義文君) 予算決算常任委員長です。議案第90号、鳥取県町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鳥取県町村総合事務組合同約の変更に関する協議については、審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長(秦 伊知郎君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第90号、鳥取県町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鳥取県町村総合事務組合同規約の変更に関する協議についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第27 議案第91号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第27、議案第91号、町道路線の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三嶋義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三嶋 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第91号、町道路線の認定について、これは東西町スポーツ広場線ですが、審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第91号、町道路線の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第28 議案第92号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第28、議案第92号、町道路線の変更についてを議題といたしま

す。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三嶋義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三嶋 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第92号、町道路線の変更について、これは武信下線でございますが、審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第92号、町道路線の変更についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

お諮りします。ここで休憩をとりたいと思います。再開は午後1時からにします。13時からにしますので、よろしく願いいたします。

午前11時49分休憩

午後 1時00分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

日程第29 陳情第3号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第29、陳情第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、長東博信君。

○民生教育常任委員会委員長（長東 博信君） 民生教育常任委員長です。委員会に付託されまし

た陳情第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請についての陳情書を民生教育常任委員会にて審査いたしました。

審査の結果、採択すべしという御意見がありました。

内容については、同じ主旨の陳情が毎年出されていること、国庫負担金が削られて現場も非常勤がふえている現状からいえば、これは毎年ですが認めてもらうまで提出したいとの御意見でした。ほかには異議なし、同じ意見というもので、採択すべきでないという御意見はありませんでした。

採決の結果、全員一致で採択すべしと決めています。以上、報告いたします。

○議長（秦 伊知郎君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、陳情第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを採決いたします。

委員長報告は採択でありましたので、本案を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり採択することに決しました。

日程第30 陳情第4号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第30、陳情第4号、沖縄県による「辺野古沿岸埋め立て承認撤回」を尊重するよう日本政府に求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、仲田司朗君。

○総務経済常任委員会委員長（仲田 司朗君） 総務経済常任委員会の委員長、仲田司朗でございます。委員会に付託を受けました陳情第4号、沖縄県による「辺野古沿岸埋め立て承認撤回」を

尊重するよう日本政府に求める意見書提出についての陳情につきまして、審査をいたしました。

審査をする前に、沖縄と連帯するとっとりの会の方の参考人招致を求め、それに基づいて陳情の審査をいたしました。

審査の結果、賛成3、反対3の同数でありました。委員長による裁決の結果、不採択すべきと決しました。

賛成、反対の御意見がありましたので、報告いたします。賛成の理由としまして、一つ、普天間基地の安全と辺野古への移設は、現在の普天間基地自体が老朽化していて使えないというのが現状である。そのため新しい基地が欲しいというのがアメリカ軍の言い分です。当初の予定では辺野古への移設の話はあったが、そのときは期間限定でという話で進んでいた。それがいつの間にか期間限定がなくなり、なおかつ今まで普天間基地になかったもの、弾薬庫とか新たに付け加わって新しく辺野古の基地となっている。移設ではなく、新たに付け加えて新たな基地を拡張してつくる。また、現在つくられようとしている辺野古の基地は、完全に半永久的に使われる状況なので賛成する。

2番目、一方的な国の権限、権力でやられるのは恐ろしいわけで、どちらの意見もあるわけなので、もっとじっくり沖縄県の中でしっかりと議論され、強行策を避けてもらいたいというのが私の気持ちであるということで、賛成の御意見でございました。

反対の理由としまして、陳情の趣旨の中で、沖縄防衛局が環境保全対策を示さずに工事を着手しているという文言があるが、国の機関、沖縄防衛局は普天間飛行場代替施設建設工事にかかわる環境監視等委員会を設置し、それなりの対応を図っている。また、沖縄県民の民意を尊重すべきとの主張であるが、埋立地である名護市長選挙では建設容認派が当選された。地元の民意とすれば、飛行場建設に仕方がない、容認とするという部分だったと思います。世界一危険な飛行場が辺野古へ移設されることで、宜野湾市の安心・安全、市民の安心・安全がここで確保される。そのために辺野古の基地ができて仕方がないという受け入れの市民の方の理解があったのだろうと思っている。そういった意味とあわせて、国を守るという政治的な意味もあるが、そのためには抑止力を維持しながら、そして沖縄県民の負担を少しでも軽減するというところからすれば、普天間から辺野古への移設は道理がかなっていると思う。沖縄県民の方には大変苦痛を与えている。同じ国民として、そこには十分に考えながら、反省もしながら思っておりますけれども、現状としては一番の適策を国は対応していただいているということを思って、今回の陳情に対しては反対の立場ですということで、以上のような反対の御意見がございましたので、委員長報告にかえさせていただきます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 陳情、沖縄県による「辺野古沿岸埋め立て承認撤回」を尊重するよう日本政府に求める意見書提出についての陳情を審議なさった委員会の委員長にお聞きいたします。

先ほどの報告では、委員が7人いまして、3対3で同数になって、委員長が不採択としたという内容で、賛成討論、反対討論それぞれ述べられました。まず一つお聞きしたいのは、今回の陳情の大きな趣旨は、辺野古沿岸埋め立て承認撤回、これはいろんな意見があると思いますが、沖縄県が辺野古沿岸埋め立て承認撤回、これをそういう姿勢をとって国に求めていきました。こういう一自治体の総意をもってやったことを地方自治体の議会としても尊重するように日本政府に求めてくれないかと、こういう内容であったというふうに私は理解してるわけです。

この中で、1点でいえば、先ほどの賛成討論でもあったと思うのですが、中に地方自治法改正の本旨に沿って議会としても判断していただきたいと、こういうふうに言っているんですけども、この問題が国と地方自治体による地方自治法の立場から見たら、地方自治体の本旨を著しくゆがめているものになっているのではないかという指摘があるんですけども、その点については委員会ではどのような意見が出たのかというのをお聞きしたいのが、まず1点目です。

それと、2点目、3回質問できるわけですよ。2つ聞いておきます。反対された意見の中で、一つには、沖縄防衛局が実施した地質調査、沖縄防衛局等も何も示さずに工事に着手したと言うけども、沖縄防衛局もちゃんとしてるのではないかという意見が出たということと、もう一つは、ここにつくるのが、辺野古につくるのが県民の負担軽減になるんだと、このように言ってこの陳情については不採択だという主張をした意見が出たと言ったんですけども、委員会の中ではそのような反対意見の中で、例えば沖縄防衛局がどのような対応をとっているから十分な対応をしたとって具体的に例を挙げられたのか。

2つ目には、県民の負担軽減になっているということは、具体的には何を指して反対の方が負担軽減だと言っていたのでしょうか。そういうことがありましたでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 総務経済常任委員長、仲田司朗君。

○総務経済常任委員会委員長（仲田 司朗君） 総務経済常任委員長です。まず、第1点目の地方自治の問題でございますけれども、これにつきましては当委員会ではそこまでの、地方自治の本旨云々というところまでの踏み込んだ論議はございませんでした。

2番目の地質調査等、辺野古の軽減というようなことにつきましては、先ほども反対の中にはございましたけれども、具体的にその地質調査について細かい数字的なものを出してるものではないので、これは論議もございませんでした。

最後に、負担軽減をされたということで、それについての考え方ということでありましたけれども、これも先ほどの反対意見の中での委員の方の内容でございまして、その細かいところまでは出ておりません。一応、委員会のほうではそこまでの細かい聴取はしておりません。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 委員長、いろいろお答えになっていただいて恐縮しておりますが、再度ちょっとお伺いいたします。

確かに今回の陳情の趣旨は、地方自治法の本旨にのっとって、いわゆる沖縄県の撤回と沖縄県民の民意を尊重すべきだと、これは同じ、自分がもしその立場に立ってみたら、その自治体の決定を国が覆す、それも、覆し方も非常に乱暴なやり方ですね。そのことに対して声を上げてくれないかという、こういう陳情なわけですね。それで賛成討論を2つ紹介していただきました中に、一方的にやってくるのではなくて、こういう、恐ろしいという言葉を使いながら、そういうやり方ではなくて、沖縄県民の声をもう少し聞きながら、対話をしていながらやっていく方法がいいのではないかという意見があったようにお聞きしました。私も傍聴していて、本来、確かにこの沖縄の基地問題については、基地が必要、今のままで認めていくべきだという人もいると思うんですけども、少なくともやり方の問題についていえば、沖縄県民の意思が出ているところにもう少し国も譲歩して話し合っていくべきではないかと、このやり方がおかしいのではないかという意見出ていたんですけども、それを私は地方自治の本旨に触れる重要な討論であったのではないかというふうに思うわけですけども、委員の皆さんの中には、いろいろ沖縄県の基地の問題、安全保障問題についてはいろいろ意見があるけれども、今回の内容については、いわゆる地方自治体のあり方として、その趣旨を尊重して、やり方としても法律にのっとって、国と地方が話しすべきではないかというようなところで一致することはできなかったわけでしょうか。そういう雰囲気ではなかった。その辺についてもちょっとお聞きしたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務経済常任委員長、仲田司朗君。

○総務経済常任委員会委員長（仲田 司朗君） 総務経済常任委員長でございます。先ほどもございましたように、賛成の中に、国の権限、権力でやられるような恐ろしいわけではなく、どちら

も意見もあるのでじっくりと議論して、沖縄県の中で強行策をとらずにやっていただきたいという御意見もございましたので、そういうこともいろいろと委員の中には加味されておったものと思っております。この委員会の後日でございますけれども、強行に工事をされたというようなこともありましたけれども、当委員会ではその前日にこの委員会を裁決したものでございまして、じっくりと意見を、議論を闘わせながら前に進めていただきたいという御意見は、私はこれは賛成する意見であったなというふうには思っておりますが、ただ、当委員会の中ではそういう状況の中で不採択にさせていただいたというところでございますので、御了解いただきたいと思えます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 委員長、たびたび恐縮しております。最後の1点です。

反対された意見の中に、先ほどありました沖縄防衛局が環境保全対策を示さずに工事に着手したことについて、これは事実ではないという言い方がありました。公式に陳情に来ているものですから、公の場所で論議しておりますので、委員会で環境保全対策が十分じゃなかったと、じゃなくて、やっているのだという意見が出たという以上は、委員会でそれ以降を討論ですのでできなかったということですので、きっと恐らくきょうの本会議の討論の中で、この具体的な、そういうふうに述べられた根拠がお示しになられると、こういうふうに理解しとっていいわけですね。

同様に、このことの計画を推進することが県民の負担軽減になるのだと、こういうふうに討論でも言っておられたんですけども、そのことについても具体的に協議していないというのであれば、この本会議でその意見について聞けるというふうに考えてていいわけですね。委員長、済みません、最後の質問です。よろしくをお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 総務経済常任委員長、仲田司朗君。

○総務経済常任委員会委員長（仲田 司朗君） 総務経済常任委員長でございます。先ほど真壁議員のほうからお話ございましたけれども、反対の中にそういう沖縄防衛局の環境保全対策という話ございました。確かに数字的なことが、反対者の中には数字がございませんでしたので、ただ、それを細かく私どもが聴取しておりませんので、ありましたけれども反対者の御意見ということで賛否をとらせていただいたところでございます。本会議の中ではいろんな方が、賛否両論あろうと思いますが、いろんな立場で大いに発言していただければいいと思いますが、先ほど言いましたように委員会としては3対3で、不採択ということにさせていただいた経過でございますので、御了解いただきたいと思えます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。（「反対討論ないですか」「反対討論」「反対でしょ、反対討論」と呼ぶ者あり）委員長報告に賛成ですよ。（発言する者あり）委員長報告は不採択でしたので、それに対して反対です。（「不採択に対して反対」と呼ぶ者あり）ええ。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 1番、加藤です。まず1点、今回上がっております陳情書、沖縄県による「辺野古沿岸埋め立て承認撤回」を尊重するよう日本政府に求める意見書提出についての陳情ということになっております。内容があくまでも沖縄県の辺野古埋め立てということになっておりましたので、多分委員会の中でもその部分に集中するだろうと思っておりましたので、私のほうもそちらのほうの準備だけは大体やっておりました。最終的には内容はほとんどそういうふうになっております。

先ほど真壁議員が言われました地方自治法についての問題については、亀尾議員が参考人に対して質問をした際に、この地方自治法の問題であるということは1回ちょっとだけ出ておりますけれども、それ以上深く話は出ておりません。一番問題になっているのは地方自治法の問題です。今回これは沖縄県が国と同等の一つの地方自治体として一つのことを決定しました。それに対して国がそれはおかしいと言って横やりを入れた、こういう図式になっています。この問題、南部町においても考えられる問題です。南部町のほうで何か一つのことを全会一致で決めた場合、そのとき国が何らかの形で、それはおかしい、反対だというふうな、そういうことが起こった場合、一体どうするのか。これはあくまでも内容は沖縄県の辺野古埋め立てということになっておりますけれども、地方自治法に照らし合わせ、一つの自治体が地方自治法のもとから決定した、それに対して国が横やりを入れてきた、これは何とかしてほしい、ほかの自治体も同じことが起こる可能性がある、だから陳情に賛同してほしいというふうな内容です。以上、反対の意見とさせていただきます。（「ちょっと休憩。動議」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。（「動議」と呼ぶ者あり）賛同者がありません。（発言する者あり）議長が議事を進めて以後の賛同者です。（「休憩動議。賛成してくださいよ」と呼ぶ者あり）議長は次の発言を許しています。賛成者の発言を許します。（「休憩動議です。賛成してください」「賛成がないわ」「賛成ない」「休憩賛成して」「ないです」「賛成言って」と呼ぶ者あり）先に委員長報告に賛成者の発言を許可していま

すので、それを聞いてからです。（「動議、休憩動議です。休憩動議、賛成してください。議長、休憩動議賛成」と呼ぶ者あり）ちょっと休憩します。

午後１時２１分休憩

午後１時２１分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

委員長報告に賛成者の発言を許します。

１１番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） １１番、井田章雄でございます。陳情第４号、沖縄県による「辺野古沿岸埋め立て承認撤回」を尊重するよう日本政府に求める意見書提出についての陳情について、委員長報告でございますので、賛成の立場で討論いたします。

この問題は、普天間飛行場の移設が持ち上がったのは、沖縄米兵少女暴行事件に代表される米軍兵士の問題行動や事故、騒音問題、そして周囲が学校、住宅などが隣接しており、普天間飛行場の危険性を一刻も早く除去しなければならないからであります。

普天間飛行場は、橋本政権の１９９６年４月に日米が全面返還で合意し、５年から７年以内の実現を目標とし、１９９９年、政府は移籍先を名護市辺野古沖に決定いたしました。そして、反対運動が起きる中、２００６年に２本の滑走路を離陸と着陸で使い分け、集落の上空の飛行を避けるV字滑走路とすることで建設計画が決着し、２０１４年までの返還で合意いたしました。

しかし、鳩山政権が２００９年、県外移設を模索して迷走し、２０１０年に日米両政府は改めて辺野古移設で合意し、その後、鳩山首相は資金問題も発覚し、２０１０年６月２日に辞任され、後継の菅直人政権も２０１０年５月２８日の日米合意を遵守する考えを示され、その後、２０１２年１２月２６日誕生した第二次安倍政権もこの方針を維持し、現在至っておるわけでございます。

返還合意から２２年、辺野古移設計画から２０年、遅くても２０１４年までに返還される予定だったが、県外移設を模索して迷走、このような状況が続く限り普天間飛行場返還はほど遠く、危険性の除去は除かれません。

それから、参考までですが、皆さん御承知だと思いますが、来年、玉城知事の指示で２０１９年２月２４日に辺野古への移設の賛否を問う県民投票を実施される予定ですが、県内の全市町村で実施できるか不透明で、投開票事務への協力について一部の自治体が態度を保留し、現在、石垣・宮古島両市、宜野湾市の市議会は、県民投票に反対する意見書を可決されております。

以上のようなことを総合的に私は判断いたしまして、不採択とすべきと考えております。以上です。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 休憩動議出ましたので、休憩とります。

午後 1 時 2 5 分休憩

.....

午後 1 時 3 0 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

討論の途中でしたね。ほかに討論ありませんか。

委員長の報告に反対者の発言を許します。

1 2 番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾です。ちょっと確認するけん。原案について賛成の者の討論ということだね、今は、私は。その立場でやったらいいね。それで言ったらいいですね。

私は、この陳情に対して賛成の立場でございます。沖縄による辺野古沿岸埋め立て承認撤回を尊重する、そして日本政府に意見書を提出することなんですけど、この内容を賛成します。

一つは、今の日本の米軍の置かれている立場いうと、全土、日本本土の中に、本当にわずかなところに 75% も米軍の基地があるということなんです。辺野古になぜ移転をするのかということ、これは普天間基地の危険性を除去するためにここは最適なんだという方針なんです。

ところが、これはかってみますと、普天間に基地ができたときの状況見ますと、あそこは大戦後、大戦以前からなんですけど、学校もあり、役所もあり、民家もあった、畑地もあった、そういうところに有無を言わずアメリカが、ブルドーザーでだあっと米軍がやって基地をつくったわけだ。だから地権者の何にも承諾もなくやってるんです。つまり、それでおって今度は、ここを戻してほしいなら辺野古に基地をつくることを了承せということなんでしょう。言いかえれば、一般の事件でいえば、泥棒がその物を分捕ってきた、それを返せと言うんならほかの物を出せと言ってるのと同じことですよ。これ最悪ですよ、こんなんは。犯罪としては最悪の状況。こういうことを許すことは、国際法にも反することだし、ぜひこういうことを、沖縄の人を、先ほどこの原案に対して反対討論がありましたけども、普天間基地の非常に大きなやっぱり危険を感じている、そして今まで事件もあった、それを取り除くために辺野古にと言うんだけども、先ほど言ったように泥棒が、返せと言うんならかわりの物出せと言ってるのと同じことです。こんなことが世間一般で許されることないです。道理に反するようなこのことに私たちは承諾できないということで、この陳情書をぜひ採択すべきことを主張するものです。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありますか。

8番、板井隆君。委員長報告に……（「賛成」と呼ぶ者あり）賛成ですね。委員長報告に賛成の発言を許します。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。私は、先ほど委員長報告された、最終的には委員長の裁決なんですけれども、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど真壁議員の質疑のほうで、それについての2点でしたかね、あった分についてはそれを言って委員長報告の賛成にしたいというふうに思います。

まず最初に、沖縄の防衛局がつくっておられます環境安全対策の委員会というのがあるんですけど、それが本当にあるのか、どういったことをしてるのかということなんですけれども、これは平成26年につくられた組織です。今まで平成30年11月に最後があるんですけど、17回の委員会を開いておられます。これには要綱もあり、要綱に従ってこの環境委員会の方がしておられる。その内容を調べると確かにサンゴのこととかジュゴンのこととか、そういった環境について非常に精査した討論がなされている、またそれに対する対策、そういったことも十分検討されているということを確認しました。

それと、もう一点ですけれども、沖縄県民の方の苦勞、そういったものがどれだけ軽減されるのかということなんですけど、さっき副議長のほうからもありましたように、やはり何ととっても普天間の飛行場、この間来ていただいた、説明をしてもらった資料の中に、本当に写真にあります。この町のちょうど中心地に飛行場があって、そしてその周りが、大きな民家が点在、点在ではなく本当に集中、密集している。その周りには小学校や中学校、高校、大学、そういったところにも飛び立った米軍機のヘリコプターとかから機材が落ちたりとか、そういった被害も皆さん方も間近で覚えておられると思います。そういった被害もある。また、大学にはヘリコプターが墜落した、そういったことも実際に起きております。やはりそういった非常に危険な、世界一危険と言われる飛行場、これも説明でそういうふうにも説明をしていただきました。その世界一危険な飛行場をまずは返還してもらい、そして日本の抑止力を守るためには、やはりその代替の基地、飛行場は必要だということで、今の辺野古のほうが上がってきたんだというふうに思っています。

県民の方のじゃあ軽減が何なのかといえば、私もそのときの反対討論の中では、決してこれで沖縄の方の軽減がなされたということは全く思っていないということも言いました。沖縄の方には引き続き大きな障害といいますか、苦勞を与えてしまう、そういうことも言いました。そして国民一人一人が沖縄県民の気持ちになってやはり考えていく、それも必要だということも討論

でさせていただきました。ただ、やはり一刻も早くこの世界一危険な基地を、普天間の飛行場を返還し、そして今回辺野古に移転することによって普天間だけではありません、いただいた資料の中では嘉手納の飛行場、これも返還をするということで、2つの飛行場が返還されるわけです。そういった意味からすると、やはり沖縄県民の方の少しでも軽減にはなっていると、なるというふうに私は確信してますし、新しい飛行場は海にできる、海から入って海へ出ていく、そういった面からすれば負担が、沖縄県民の方の危険の回避は少なくとも、少しでも図られるというふうに私は思っておりますので、これを真壁議員の質問に対する答えとさせてもらって、あわせて委員長報告の賛成の討論といたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありませんか。（「委員長に反対」と呼ぶ者あり）

委員長報告に反対者の発言を許します。

6番、三嶋義文君。

○議員（6番 三嶋 義文君） 6番、三嶋です。私も総務経済の委員でございまして、先ほど委員長が報告された中に、大変危険なやり方であるというのは私、言わせていただきました。確かに普天間の基地が危険だということは重々承知しておりますし、それを取り除くということは大事なところだろうと思っておりますけれども、私はそのやり方ですね、こういう国が強行するというやり方に非常に危機感持っています。今までの戦争の経過とか、国の考えがもうどうしても通っていくというような、自治体の意見なんか無視してやるというようなそういうやり方は、非常に危険性があるというふうに思っておりますので、そういう意見も言わせていただきました。

また、その後、朝日新聞が16、17日に世論調査をとっています。その中で移設反対という皆さんが60%あったということでありまして。賛成のほうが26%だったということです。沖縄県の皆さん以外にも、全国で考えてみればそれだけの方がそういうやり方には反対だというお気持ちでいらっしゃるということもあります。

また、国と沖縄県がしっかり話し合いをするべきだということも、私、言わせてもらいましたけれども、世論調査の中でその数字を見ますと76%の人が話し合いは不十分だという回答をなされております。こういうところから見ても、まだまだ国が話し合いの場を持って、こういう強行な方法で取り組むのではなく、じっくりと沖縄県民の皆さんの権利、自治体の権利、人権を守って話し合いに応ずるべきというふうに考えております。というところで、私はこの陳情を提出して、国のほうにこういう強行策は反対だという意思表示をするべきだと考えますので、委員長裁決には逆の反対をさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありますか。

委員長報告に賛成ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

9番、景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） 9番、景山です。本陳情書の意見書提出に対して反対の立場から意見を述べさせていただきます。

今回の辺野古の移設に反対をするという陳情書、参考人の方にも来ていただきました。陳情書の中身及び参考人の方のお話について、いや、それはおかしいぞというところは実際には一切ありません。ここが言っておられることがおかしい、ここが書いておられることがおかしいといったようなことはないわけです。

先ほどから賛成、反対聞いておりますけれども、地方自治法の関係、地質調査の関係、それと普天間の負担軽減のこと、いろんな問題が出ておりますが、ただ、私たちが南部町議会として、特にこの外交であったり防衛であったりということ、全く情報がない、非常に表面的なことしかわからない状態で、賛成だとか反対だとかという意見書を出すこと自体は、非常に無責任な行為になるのではないかなというふうに思われます。ですので、今回この意見書の提出を求めているんですが、このことについては残念ながら賛同をいたしかねるということでございます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありませんか。

委員長報告に反対ですね。（「反対です」と呼ぶ者あり）

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 委員長報告に反対してこの陳情をぜひ議員の皆さんと一緒に上げたいという意見です。

先ほど景山議員が言われた国の問題が、ここで防衛上の問題とかを町村で判断なかなかできないというんですけど、その答えは先ほどの三鴨議員の中にあっただけではないかと私は思うわけです。今論議しているのは、この日米安保条約がどうなのかとか、沖縄に基地を置くことがどうこうだということで、防衛問題が問われているのではないというふうに私は思っています。その違いはあると思うんですよ。先ほど言ったように、国の決めたことを一自治体が憲法や地方自治法上対等だと言われている県や市町村が決めたことに対して、余りにも暴力的に国がやっていくことにはちょっと待って話し合いすべきではないかという声を、地方自治体、一地方自治体の議員として声を上げていこうではないかという立場でこの意見書も出ているというふうに私は理解してるわけです。

どういう内容かという、先ほど井田議員が一番危ない普天間基地をなくすために辺野古に決めたんだというようにおっしゃってるんですけども、決めたのは国が決めたんですよ。沖縄県民

はどう言ってるかという、いち早く県議会で、これはとっとり会の共同代表の方からいただいた資料で勉強させてもらったんですけども、ずっとこれまでの経過を見たら、沖縄県議会というのは辺野古に來ますよというときに、2008年に辺野古移設に反対してるんですよ、県民の意思というのは。それで、ずっとそういうふうに出選挙でやってきたんですけども、唯一違ったのは、今、県外移転が最適だと言って知事になられた仲井眞さんが、皆さんもよく御存じだと思います。東京に行って病気になって、東京に行ったときに了解したということでしょう。辺野古の基地に了解したということなんです。言ってみれば、県民の意思は県外移設だよと言っている知事を選んだにもかかわらず、東京に行っちゃったら辺野古でいいよということを押してきたということが今、進んでるわけですよ。その後、皆さんも御存じのように、何回県議会や知事選挙、それから国政選挙を見ても、辺野古移転は反対だということが多数占めてきたんじゃないでしょうか。言ってるのは、そのように県民が示した意思を乱暴に崩すのじゃなくて、国はちゃんと協議してほしいと、こういうことを言ってるわけなんです。それは一致することではないかというふうに思うんですけども、皆さんどうなんでしょうか。

それで、中には、例えば沖縄に、辺野古に移転反対しているのには、よその国から来ているんじゃないとか、そういう、どちらの言ってることが本当かわからんとかという意見もあるんですね。私はそういう声のある中で、玉城知事がよく圧倒的な票の差で通った、県民のとった姿勢は本当にすごいと思うんですけども、沖縄県民が、皆さん所属してる方もおられる自民党も含めてどうして県内移設を認めないということと言ってるかという、皆さんが配ってくださったこの資料ありましたよね。沖縄県がつくった「沖縄から伝えたい。米軍基地の話。」の中で私が一番納得いきましたのは、米軍基地と沖縄県経済の関係で、例えば1965年には米軍基地関連収入が沖縄県民所得の30.4%あったのが、2014年段階で5.7%にしか影響がなくなったという事実なんです。これは戦後復興の大変だった沖縄県が、努力の中で県民所得が上がってきたせいもあると思うんですよ。

その中で、例えば今まで基地や米軍関連施設だったのを返してもらった那覇新都心地区なんかでは、それまでの米軍が使ってたときの直接経済効果が1年間で52億円だったのが、返してもらったら32倍の1,634億円になった。雇員人数も168人だったのが1万5,560人と、93倍にもなった。こういうことを経験してきた沖縄県の自民党を支持する企業家の方々も、沖縄が発展するためにはもう基地は要らないんじゃないかということと言ってるわけなんです。そういう意味でいえば、私らが今やっている身近での政党関係を越えて、沖縄県は、オール沖縄というのは自民党の方も含めて、沖縄の将来を考えたときに基地は要らないということで、少な

くてももう普天間にかわる基地は要らないんですよということを声明として出しているということではないでしょうか。

私は、こういうふうには地方自治体で住民に負託を受けた議会が、少なくとも住民の意思とずれないような結果を持っていきたいと思って言っています。南部町では、国政選挙をすれば野党が半数以上占めました。それを反映するならば、議会の中でも当然、今、野党が言っている国民の立場に立つことのほうがふえるはずなんですよ。

私は、そういう意味でいえば、皆さんもぜひお考えいただいて、御一緒に上げていこうではないかということと、もう一つは、この真実を見るときにいろんな意見がありますけども、実際沖縄の経済どうなっているのか、沖縄の住民の意思はどうか、選挙結果とか推移等見ながら、具体的な事実の情報によって沖縄県民の意思を確認しながら、妥当な結論を出していくまともな議会でありたいというふうに思うわけです。

最後ですが、賛成、反対いろいろありますが、こういう機会にこのような陳情が出て皆さんと論議できて、住民の皆さんに提供できることは、私はありがたいし、民主主義の中での出来事だというふうに思っています。つけ加えるならば、住民の意思を尊重する立場から、今回皆さんと御一緒にこの意見書上げていきたいと思しますので、ぜひともよろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 10番、細田元教君。委員長報告に反対ですか。（「賛成」と呼ぶ者あり）賛成ですね。

○議員（10番 細田 元教君） 賛成だな。この陳情、中身も、また陳情の中身はもうこのとおりだと思いますし、三鴨議員が言われたことも本当にもっともだと思いますが、これはやっぱり景山議員が言われたように一町村議会が国の安全保障、また防衛についてできるだろうか、すごいこれは不安に感じました。資料がないです。また、情報も余りないです。

一番過去の歴史でこれが物語ったのが、民主党政権の鳩山首相が、あくまでも県外移転だ、一国の首相が言われたとき、どれだけ沖縄県民が喜ばれましたでしょうか。それが実際、鳩山首相が沖縄県に行かれて大喝采されてそのように動きかけましたら、舌の根も乾かないうちにやっぱり沖縄だ、言われたんです。何だこれは、みんな思いました。一町村議会でも、陶山町長は、南部町の住民の幸せと安全、防災に力入れておられました、私やちはやっぱり防災だと思いますが、防災と福祉に力を入れたまちづくりをしようと言った。やっぱり国の首相というのは、国民の命を守らないけんというのが一番大事だと思います。そこはやっぱり安全保障、また防衛、外交なんですよ。そのときには本当に、えっ、と思うことがあろうと思います。

鳩山首相も、これは人情的な、本当に人間の心を持った方だったんだなとつくづく思いますけ

ど、時にはやっぱり非情にならないいけないところが、やっぱり安全保障と外交と防衛だということをつくづく思い知らされたんじゃないかと思います。それから歴代首相はもとの状態に戻っておりますが、こういうことで側から見たらそうですけども、一町村議会でこれを云々というのは本当にできにくい、景山議員の言われたとおりだと思ひまして、この陳情については委員長の裁決どおり不採択に賛同したいと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） これをもちまして討論を終結いたします。

これより、陳情第4号、沖縄県による「辺野古沿岸埋め立て承認撤回」を尊重するよう日本政府に求める意見書提出についての陳情を採決いたします。

委員長報告は不採択でありましたので、原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立少数です。よって、本案は、不採択とすることに決しました。

日程第31 発議案第17号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第31、発議案第17号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

民生教育常任委員長、長東博信君。

○民生教育常任委員会委員長（長東 博信君） そうしますと、発議案第17号について御説明いたします。

発議案第17号

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成30年12月19日 提出

提出者 南部町議会民生教育常任委員長 長 東 博 信

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

別紙意見書（案）の読み上げにつきましては、副委員長の白川議員にお願いをしております。よろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 5番、白川立真君、朗読してください。

○民生教育常任委員会副委員長（白川 立真君） 別紙、読み上げます。

.....
別紙

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る
意見書（案）

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠である。特に小学校においては、本年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっている。ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題だ。また、明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせない。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もあるが、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題だ。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請だ。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月19日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長
.....

以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明、意見書の内容についての朗読に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、発議案第17号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を採決いたします。

本案は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第32 発議案第18号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第32、発議案第18号、消費税の増税の中止を求める意見書を議題といたします。

提出者であります亀尾共三君から趣旨説明を求めます。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾共三です。

発議案第18号

消費税の増税の中止を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成30年12月19日 提出

提出者	南部町議会議員	亀尾共三
同	同	加藤学
同	同	真壁容子

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....
——それでは、別紙を読み上げます。
.....

別紙

消費税の増税の中止を求める意見書（案）

安倍首相は、2019年10月から消費税を10%に増税するとしている。今でさえ、深刻な消費不況が続いている。「賃金が減っている」「年金が減ったのに、医療も介護も負担が重すぎる」など、消費税増税路線、大企業優遇の「アベノミクス」で、格差と貧困は拡大する一方だ。「アベノミクス」の失政は、経済と財政に深刻な影響を与えている。

今こそ税金の集め方、使い方を切りかえるときだ。

「社会保障や財政再建のため」と国民を欺き、所得の少ない人ほど負担が重い消費税増税ではなく、巨額の富を蓄えている大富豪や大企業に応分の負担を求める税制に見直すべきだ。大軍拡や大型開発中心の予算にメスを入れ、税金は社会保障、若者、子育て支援などに優先して使うべきだ。そうすれば、格差と貧困を是正することができ、景気の回復にも役立つ。その道こそ日本国憲法を生かした経済政策ではないか。以上の趣旨から、以下について要望する。

記

消費税10%への引き上げは、中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月19日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長
.....

以上であります。どうかよろしく願います。

○議長（秦 伊知郎君） ただいま、趣旨説明、朗読されました別紙の内容につきまして質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 11番、井田章雄でございます。発議案第18号、消費税の増税の中止を求める意見書に反対の立場で討論させていただきます。

まず、消費税を10%に増税する理由でございますが、日本は今後、人口減少が確実であり、また高齢者はどんどんふえ、働く世代が減ってきます。日本に入る税収は確実に落ち、今の社会保障は維持できない状況にあります。そこで業界や年齢に関係なく、幅広く負担を強いることができる消費税を上げる選択肢になるようです。

次に、消費税増税の歴史でございますが、まず、竹下政権の1989年4月、消費税法施行、税率3%。村山政権の1994年11月、消費税率を3%から4%に引き上げ、さらに地方消費税1%を加える税制改革関連法が成立。橋本政権の1997年4月、消費税5%に引き上げ。野田政権の2012年6月、2014年に8%、2015年に10%に引き上げる法案を提出、8月10日、参議院本会議で可決成立。安倍政権の2014年4月、消費税を8%に引き上げ。同じく安倍政権の2014年11月、2015年10月の税率10%への引き上げを2017年4月に1年半延期。同じく安倍政権の2016年6月、2017年4月、税率引き上げ2019年10月に2年半延期。安倍政権の2018年10月、2019年10月、税率10%に引き上げを表明。軽減税率を導入し、食品（外食・酒類を除く。）は、現行の8%税率を維持する。

このたびの増税で、その使い道として、社会保障の充実、少子化対策、将来世代の負担軽減などでございますが、これは今後、詳細について発表される予定になっております。しかし、増税によって国民の負担が増加、景気が悪くなることもある、これはデフレでございます。これによって失業者がふえることがある。増税前の買い占めなど、このようなことについては景気対策優先として、車・住宅の減税を打ち出しています。いずれにしても責任を持って対応していただかなければなりません。

以上、いろいろ述べてまいりましたが、私は総合的に判断し、この意見書に反対し、否決すべきだと考えます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 1番、加藤です。先ほど井田議員が言われましたように、今回、来年の10月に消費税が8%から10%に値上げをするという話になっておりますが、過去2回、この消費税8%から10%に値上げすることは見送られました。そのときの理由は、日本経済が

立ち直っていないからではないか、そういうふうな発言、そして消費税を導入した場合、間違いなくその後の買い控えが起こる、この理由が主な理由で結局過去2回見送っております。

そして今回、来年10月に導入するに当たって、その中で一点言われていることが、日本経済が立ち直っているから、こういった発言をされておられます。実際、幾つかの資料を見ると、間違いなく数字はよくなっております。しかしながら、その数字の中で一番大きな問題があります。まず、株価がよくなっているという問題です。しかし、この株価、実際のところはどういうことになっているのか。これ、日本経済新聞からの資料ですけれども、東証一部上場の企業全体に見た場合、4社に1社、これの筆頭株主が一体どこになっているのか、日銀と年金積立管理機構、要するに公金で株価が支えられているという状態です。

また、もう一点、国債、これが一体どういう状態になっているのか。2004年においては国債の長期保有率、これは日銀が18%、そして一般銀行が65%でした。それが現在18年においてはどういうことになっているのか。日銀の保有率が44%、そして一般の銀行の保有率が42%です。ここにおいても、日本の国債においても、結局公的お金で買い支えられているというのが実態です。

さらには、また最近の調査で出ているやつですけれども、厚生労働省が7日に発表した9月の毎月勤労統計調査によると、株価変動の影響を除いた実質賃金は、前年同月比0.1%減少、4カ月連続マイナスだった、こういうふうな報告があります。

現在、安倍政権のもとでは、幾つかの数字では確かに日本経済はよくなっているように見えますが、これらの数字、結局、国のお金を使って買い支えている、そういった虚構のような数字です。こういった状況の中で、来年2%消費税を上げるということは、今まで消費税導入、そして消費税を上げたときに起こったように、間違いなく上げた後の大きな落ち込みが予想されます。そうなった場合、今の状態の日本経済が本当にもつのだろうか、これが一番大きな問題です。しかも今回、株を支えているのは国の公的なお金を使って買い支えています。そうなったときにもし株価が落ちた場合、一体どこが破綻するのか、企業だけで破綻するのか、下手をすると日本の国そのものが破綻する、そういった状況が起こりかねない状態です。

私は、以上の理由から消費税の値上げ反対する立場です。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） この消費税の増税の中止を求める意見書については、反対の立場から討論させていただきます。

消費税は、上がるのは、私も含めてみんな賛成という人はおらんと思います。ここに書いてありますけど、意見書の中に「医療も介護も負担が重すぎる」とありますが、本当にそうです。この負担が多過ぎるのは皆さんばっかしじゃなしに、特に若年者、若い人やちが、この負担が大き過ぎて、協会けんぽだなしに、組合、共済等、今、大企業はある程度の組合管掌の保険持っている企業も負担が耐えられないというので協会けんぽに移るぐらいになっております。こんな若い人やちを助けるためにもこの消費税分を充てるといふようなことになっておりますし、アベノミクスが失敗したって言ってますが、これは今、いざなぎ景気より今までよりちょっと長いこと続いてるんだって。やっぱりアベノミクスはある程度効果があるみたいでございます。

それと、この中に、意見書内容にありましたが、「税金は社会保障、若者、子育て支援などに優先して使うべきだ。」、堂々と書いて、このとおりなんですよ。この消費税10%に上がった2%部分、特に介護保険とか、若者の子育て支援、この消費税2%分、2,000億円パッケージというのがありまして、保育園の無償化、私立保育園の無償化、また公立ももちろんですけども、認可外、認可保育園の全部無償化も入っております。これに対して、この負担は市町村には最初、消費税が入るまで負担がかかりますので、全国町村会は反対いたしました。これを消費税が入るまでは国が面倒を見ますということになりましたら、皆さん賛成されました。そのように、若者また子育てに、これ重点的に入るようになっております。

もう一つ、一番消費税上がって困るのが、私を含めた低所得者なんですね。食事するのに買い物かなければいけません。食材買うのも、今まで金持ちも貧乏人も全てが8%払っておりました。これを卵買っても、魚を買っても、いろんな日用の冷蔵庫入れるもん買っても消費税が入ったんです。これに対して何ぼ何でもここだけはやめてよというので、軽減税率が導入されるようになったんです。これらも考えてでも、私やち生活弱者に配慮した今回の消費税アップなんです。この2%が子育て家庭に反映され、また社会保障に行き、これが2回も延びたということで、これ野田政権のとき1回延びたんです。安倍政権のときまた延びたの。こんどきに福祉分野、介護保険、また医療も一緒ですけど、どんだけ職員の皆さんが、また事業者が大変な思いをしたか。もしこれが入っておったらもうちょっと給料等が上がったと思います。今回もこの消費税が10%になれば、介護現場では10年以上勤めた方には8万円を給付する。財源は消費税なんですね。そのように現場に生かせる社会保障になるような今回のシステムになっておりますので、ぜひともこれを上げていただき、そういう介護現場、福祉現場、子育て現場等にこれらが回って、また問題になっております保育園の保育士不足やちを解消していただくような政策を期待して賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 原案に賛成の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 消費税増税中止の意見書を一緒に出しましょうということで、ぜひ皆さん御一緒に賛同していただきたいというふうに思います。

先ほどお昼休みにNHKのニュース見てたら、来年度の予算の総額が101兆円になった。それでどう言ったかといったら、災害が多いから国土強靱化対策にお金を使うんだと言うてるんですよ。職員の皆さん、どう思いますか。防災・安全交付金が減らされて、町の道路もなかなか計画どおりにいかない。今回大幅な減額じゃなかったですか。聞いてって、一体、民主党政権のときに予算が上がったときにあんだだけ批判した自民党が、今回100兆円超えてくるんですよ。それを強靱化政策のために使うんだと言って、誰が信じるのかなと見ておったですけども、先ほどの細田議員の話も聞いて、私も同じようなこと思ったんですよ。一体、国民の誰が社会保障に消費税使うって信用するんだろうか。あなたと一緒にやってきた広域連合では、毎回のごとく3年に1回介護保険料が上がる、サービスが減らされてくる。今回だってあなたが出ている後期高齢者ですよ、後期高齢者の会計では、今度は9割軽減の方が減らされてくるやないですか。一体どこに消費税が社会保障に使われとってよかったという国民がおるのか、私、町内で聞いたこと一回もありませんよ。聞いててこのことが住民とずれを呼ぶ国会であったり、地方議会であったりするんだなと痛感したわけです。

先ほど経済が順調にいき出したから消費税を上げるんだということについては、加藤議員が述べられたと思うんですけども、消費税が今まで、過去使ってきて、本当に社会保障に充てられてきたのか。これも私たちや、ちょっと新聞読んどったら常識やと思う。消費税はこれまで1990年から2017年までの28年間、ここで集めてきた消費税は累計で349兆円、これ国の資料ですね。一方、この同じときに法人三税が引き下げられたのが280兆円。言われてるように消費税は何を穴埋めしたかという、法人税が下がった分を穴埋めしたことに8割以上使ってきてるじゃないですか。もし本当にこれが、消費税が全て社会保障にしてるんだったら、介護保険料かて上がらなくて済むし、年金かて下がらなくて済むし、国保会計だって上げなくて済むし、地方の病院の西伯病院かて苦労しなくて済むんですよ。私たちは嫌というほど町の財政見てそう思ってきたんと違うんでしょうか。一体、町の財政で消費税の恩恵どれだけあったというかというの、私、示してほしいなと思ってるんですよ。そういうことを知ってる私たちだからこそ私たちしか言えないことで、消費税増税は少なくともやめるべきだということは一致できるんじゃないかと私は思っています。

それでこの使い方です。定率減税をするんだと。減税するというのは高いから、払われへんだろうというから配慮するんじゃないですか。そのやり方がすこぶる評判悪いと思いませんか。どうするかというと、買う物と買う場所と買い方で税金の率が違ってくるんですよ、3%、5%、6%、8%、10%、一番困るのは業者であって、負担を強いられる国民じゃないでしょうか。そのややこしいことしながら9カ月間でしたっけ、お金を返してあげるというんでしょ、低所得者に幾らでしたっけ、それが本当に国民が望んでることだと思いうより、そうしなければならぬほど低所得者や、今度の10%に上げることについては国民負担かかると思ってるからこういうことするわけでしょう。だったらはっきりやめたらいいんですよ。やめて、101兆円使っているけれども、そのお金の使い方を変えていく。皆さんが言ったら、共産党が言ったら、すぐ軍事費って言うって、軍事費って言っていけなかったら防衛費とでも言いましょか。5年間で27兆円でしたっけ、どうしてそのことで使い過ぎと言わないんですか、皆さんは。私、それが不思議でなるんですよ。消費税は社会保障のためと言いますが、ついてませんよね。色はついてなかったら、軍事費にかて使ってるやないですか。そこを削減すれば今回の10%上げることかて、上げなくて済むことができるというのは数字見たらわかることではないでしょうか。

そういう意味でいえば、私は今回の消費税の10%の増税は、町民では望む声を聞いたことありません。少なくとも地方の住民から選ばれた議員であるのであれば、その声を反映していくことを考えたら、私はこの消費税増税には一緒に反対できると思っておりますので、ぜひとも御協力よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第18号、消費税の増税の中止を求める意見書を採決いたします。

賛成、反対意見がございましたので、起立によって決したいと思えます。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立少数です。本案は否決されました。

日程第33 発議案第19号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第33、発議案第19号、「安倍内閣の退陣を求める世界平和7人委員会のアピール」を支持する意見書を議題といたします。

提出者であります加藤学君から趣旨説明を求めます。

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 1番、加藤学です。

.....
発議案第19号

「安倍内閣の退陣を求める世界平和7人委員会のアピール」を
支持する意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出
する。

平成30年12月19日 提出

提出者 南部町議会議員 加藤 学
同 同 亀尾 共三
同 同 真壁 容子

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....
別紙

「安倍内閣の退陣を求める世界平和7人委員会のアピール」を
支持する意見書（案）

安倍内閣の退陣を求める世界平和7人委員会のアピールが2018年6月6日になされた。

5年半にわたる安倍政権下で、日本人の道義は地に堕ちた。

私たちは、国内においては国民・国会を欺いて国政を私物化し、外交においては世界とアジア
の緊張緩和になおも背を向けている安倍政権を、これ以上許容できない。

私たちは、この危機的な政治・社会状況を許してきたことへの反省を込めて、安倍政権の即時
退陣を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月19日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

衆議院議長、参議院議長
.....

以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ただいま、趣旨説明、意見書内容についての御意見が述べられました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

5番、白川立真君。

○議員（5番 白川 立真君） 安倍内閣退陣という厳しい意見書ですけども、何を基準に退陣を求めるのかということになりますので、ちょっと広く捉えてこれは採択すべきでないという立場で討論をしてみたいです。

安倍政権の前の民主党政権はなぜ崩壊したのでありましょうか。マニフェストという新鮮なキーワードを使って、子ども手当、コンクリートから人へ、官僚主導から政治主導など、国民がわくわくするような言葉が並べられました。しかし、国民の期待が大きかった分、裏切られた反動もまた大きなものになっていきました。

なぜ実現できなかったのか。その理由として、実現可能なマニフェストを描くためのビジョンと、正と負から成る膨大な経験がなかったことが挙げられるでしょう。2670年という歴史を持つ我が国のかじ取りを任せられる政権とは、将来にわたって持続可能なビジョンを持ち、膨大な正と負の経験を基礎に臨機応変に突き進むことができる政権こそふさわしいと言えます。

振り返ってみますと、資源の乏しい我が国の国民はなぜこんなに豊かな暮らしをしているのでしょうか。ことしの2月、ホームステイにやってきたカンボジアの青年たちも、そのことを重点に勉強したいと言っていました。資源の乏しい国の中で、我が国の国民総生産は類を見ない高い生産力をたたき出しております。では、なぜ国民総生産がこれほどまでに高いのか。勤勉で優秀な労働者が多くいるからなのか、それとも時代を先取りするイノベーションの高い企業が多く存在しているからなのか。

私、あんまり哲学的な話はこれまでしたことないんですけども、少し哲学的な話をしてみたいと思いますけども、ピラミッドはいかにして成るかであります。我が国の構造とピラミッドを重ねてみたとき、一番下の底の部分から、底部からこつこつこつこつ石を積み上げていけばピラミッドになるのか。逆に頂点の四角錐が重要で、裾野に向かって石を並べていけばピラミッドになるのか。基礎石と頂点の四角錐、どちらが重要なのでありましょうか。答えは双方が必要なのであります。

この労使双方の潜在能力を最大限に引き出して、外国との交渉に当たっては、自国を生かすため相手国を生かすバランス感覚、自国を生かすため相手を生かすバランス感覚、その全てをあわせ持つ政権こそふさわしい政権と言えましょう。安倍政権は、理想主義というよりも、強烈な現実主義路線を走っています。隣の助手席には平和の党である公明党がブレーキ役として乗っています。ここはひとつ安心して任せてみようではありませんか。終わります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 先ほど反対者から大変る述べられました。根底にあるのは、述べられていた柱が3点ほどあったと思うんですが、一つは、民主党政権が崩壊した理由というのは、やっぱり政権の経験が不足だったということを言われました。もう一つは、資源のないところからこだけ発展させた、それはやっぱり技術いうんですか、そういうことがあったということなんです。それと、今の安倍政権は現実路線を行ってるんだという、この3つが柱だと思うんです。私は、それに対して反対理由を4点上げたいと思います。

まず一つは、民意を無視した強権政治ですね。あれだけ、代表的なのは、沖縄の民意を反映したのに、選挙でもオール沖縄が勝利し、知事選挙でも勝つ、そして沖縄県の地方議会でも多数のところがある基地、沖縄県内にある基地を何とか軽減してほしい。辺野古に移るんじゃなくて基地そのものをやめてほしいという、そういうことをやってるわけなんです。これが民意の声だと思うんです。それをあらゆる手を使って強権的に地方自治の精神を踏みにじってまで何とかしてそれを進めようとする。このようなやり方、これについては本当に民主主義の根幹を大きく揺るがす、大きなやっぱり何というんですか、国民を無視したやり方、民主主義に反すること、このことを上げたいと思います。

そして、2つ目、うそと隠蔽によってどんどん国会で法律を通していき、都合のいい法律を通していき。そうじゃないですか。丁寧に答えますと言いながら、言ったら、いや、それは違いますと、真意から外れておりますというようなこと平気で言ってくる。そして、官僚でも間違ったことを言ったら、それを首のすげかえをやる、このようなこと。まさに独裁政治ではないでしょうか。このことをやることによって国民がどれだけ苦しめられているか。そのことを十分に、やはり国民は知るべきでないでしょうか。

それから、3つ目なんですが、戦争する国づくりに邁進するということでもあります。安保法制を関連で、これも数によって通してしまう。委員会でも審議を見ていると、数の力で押し切っていく。委員長席にみんなが待ってくれと、審査不足だから待ってくれと言っても強引にマイク

握り締めて聞こえようが聞こえまいがやって、そして野党の議員に立て立てと言って立たせる。こんなやり方を、果たしてこれが民主主義の道でしょうか。二言目には法治国家です、日本は法治国家ですと言いながら、自分自身が法治国家を破ってるじゃないですか。本当にこれが、この姿を国民の人はしっかり見て、やっぱり一日も早く退陣をしていただきたいということなんです。

最後に、4つ目なんです、経済と外交です。経済ね、これ先ほども新年度予算が101兆円です。それで、消費税のことも触れてあったんですけども、いわゆる大企業本位、そして大工事をやめろ、そして軍事予算につき込むなということなんです、まず軍事予算ではっきり言えることは、消費税で集めたお金、それ以外に税金が、今度、来年には消費税やるというんですけど、それでもちょっと国はお金を、入ろうとするんだけど、辺野古は着工から完成まで13年はかかると言ってますよ。お金が2兆円を超すと言ってるんです。果たしてこのことに必要でしょうか。今それよりも、こんだけ不況で苦しんでおられる状況の中、きょうの朝のニュースを見ますと、鳥取県内の中小の経営者の人は本当に落ち込むと、落ち込んでるし、これも最悪の結果になるんだらうと言ってるんですよ。そういうように苦しんでる中を、果たしてそういうお金の使い方していいんでしょうか。

それから、大型開発、リニアモーターカーですね。東京から大阪まで今でも早いのに、わずかな時間を短縮するために莫大なお金をつぎ込む、まさにこんなことやるんじゃないかと、本当に社会保障、そして日々の暮らしの国民のこと、地方の自治体への復旧の道路のこととかそういうことに力を入れるようにすること、全くやらないだないですか、安倍内閣は。

とにかく大企業とアメリカ中心、こんなことを続ける安倍内閣の一日も早く退陣を願うこと、このことです。ただ、そうかといって暴力でやるわけにはいきません。あくまでも選挙で国民の多数が今はだめですよということをやらんといけないんですけども、そのことを念頭に置いて、ぜひ一日も早く退陣をしていただきたい。

最後になりますが、外交です。1年に何回となく専用機で行かれますね。奥さんと手をつないでタラップをおりられます。しかし、行った先が、お金をばらまくからいいですよ。内容はむちゃくちゃですよ。こんなことをやっている外交、評価する人もあるが、まさにお金のばらまきなら誰かって来られたほうは喜ぶですよ。犬猿の仲であっても、札束持ってきてこれやったら、にこっとして受け取りますよ。こういうことをやっとなら、国民がいかにか苦しんでいるか、国民の今の生活の苦しさというのを実感していただきたい。このことを申し上げて、安倍内閣の早期退陣を求めてこの発議案に賛成するものです。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。（「手挙げてますよ」と呼ぶ者あ

り)

これより、発議案第19号、「安倍内閣の退陣を求める世界平和7人委員会のアピール」を支持する意見書を採決いたします。

賛成、反対御意見ございました。(発言する者あり)なしです。(発言する者あり)今のは失言だと思います。(発言する者あり)

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(秦 伊知郎君) 起立少数です。本案は否決されました。

日程第34 発議案第20号

○議長(秦 伊知郎君) 日程第34、発議案第20号、待機児童、保育士等の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書を議題といたします。

提出者であります議会運営委員長からの趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、景山浩君。

○議会運営委員会委員長(景山 浩君) 議会運営委員長、景山でございます。

発議案第20号

待機児童、保育士等の処遇改善、保育の無償化のための
必要な措置を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成30年12月19日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員長 景山 浩

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

意見書につきましては、副委員長のほうから朗読をいたします。

○議長(秦 伊知郎君) 副委員長、三嶋義文君。

○議会運営委員会副委員長(三嶋 義文君) 別紙を読み上げさせていただきます。

別紙

待機児童、保育士等の処遇改善、保育の無償化のための

必要な措置を求める意見書（案）

2015年の子ども・子育て支援新制度実施以後においても、待機児童の増加・慢性的な保育士不足など保育問題は深刻化しており、保育・子育て環境の整備は待ったなしの課題となっている。

すべての子どもたちが安心して育つことのできる社会を実現するためには、国の責任で安定的な財源を確保し、市町村と連携した認可保育所の整備はもとより、実態に合わない配置基準の改善による保育士の増員、処遇改善による「保育の質」の確保、保育の無償化も含めた総合的な対策を進めることである。

よって、国においては予算を大幅に増額し、安心できる保育が実現されるよう、以下について要望する。

記

1. 待機児童を解消し、地域の子ども・子育て支援を拡充させるために、国として認可保育所の整備計画をたて、保育所等整備交付金の増額など支援の拡充、必要な財源措置を行うこと。
2. 保育士等職員の賃金の引き上げなど処遇改善のために、公定価格の改善など必要な措置を行うこと。
3. 保育の無償化の実施に当たっては、地方自治体の負担増とならないよう、国として必要な財源措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月19日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

衆議院議長、参議院議長

.....

以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ただいま、趣旨説明、意見書（案）の内容につきまして述べられました。質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、発議案第20号、待機児童、保育士等の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決することに決しました。

日程第35 議員派遣

○議長（秦 伊知郎君） 日程第35、議員派遣を議題といたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり、議員の派遣をしたいと思います。

お諮りします。議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり議員派遣することに決定いたしました。

日程第36 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（秦 伊知郎君） 日程第36、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会、広報各常任委員会及び議会改革調査、複合施設建設調査、各特別委員会の委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出どおり、閉会中の継続調査に付すことに決定いたしました。

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

よって、第7回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。これをもちまして平成30年第7回南部町議会定例会を閉会いたします。

午後2時39分閉会

議長挨拶

○議長（秦 伊知郎君） 閉会に際しまして、一言御挨拶を申し上げます。

平成30年12月定例議会を閉会するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

12月7日から本日までの13日間にわたり、議員各位の御精励のよりまして閉会の宣言ができますことは、議長として喜びにたえません。

町長を初め、執行部におかれましては、議員各位からの意見、要望等につきまして、事業を執行されるに当たり、十分に反映されますよう強く要望する次第であります。

議員各位におかれましては、不断の議員活動を通じ、より一層町民の負託に応じていただくようお願い申し上げます。

なお、12月1日にお亡くなりになりました南部町議会元議長、石上良夫様、議員在任中は町政発展に、また議会の活性化に御尽力をいただきました。その御功績に対し感謝を申し上げますとともに、心より御冥福をお祈り申し上げます。

さて、町民の皆様方におかれましては、穏やかな年の瀬となりますとともに、迎える新しい年がよき年でありますようお祈り申し上げ、閉会の御挨拶といたします。長時間、御苦勞さんでした。

町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 12月定例議会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例議会は12月7日から本日までの13日間にわたる長期間開催され、条例改正、指定管理者の指定、平成30年度補正予算など27議案について御審議いただきましたが、本日、全議案とも御賛同賜り、御承認をいただいたことに改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

10日、11日両日には、12名の議員の皆様から26項目にわたる、非常に多い町政各般にわたる一般質問をいただきました。9月議会に引き続き、防災に関する事項や、農地や山林の荒

廃防止、地域経済の振興と町の活性化対策などの質問が多かったように感じました。また、緑水湖周辺の公の施設のあり方についても、指定管理議案もあわせて活発な御意見を、また御議論を頂戴いたしました。課題に対する確固たる処方箋や特効薬のない中、議論のかみ合わなかった部分、さらには不足した部分もあったかと思えます。私の勉強不足の点多々あると思えますので、今後とも御指導いただきますようお願いいたします。

年の瀬も余すところ10日余りとなってまいりました。議員各位には御自愛の上、よいお年をお迎えになりますよう御祈念申し上げ、閉会に当たってのお礼の挨拶とします。お疲れさまでした。ありがとうございました。
